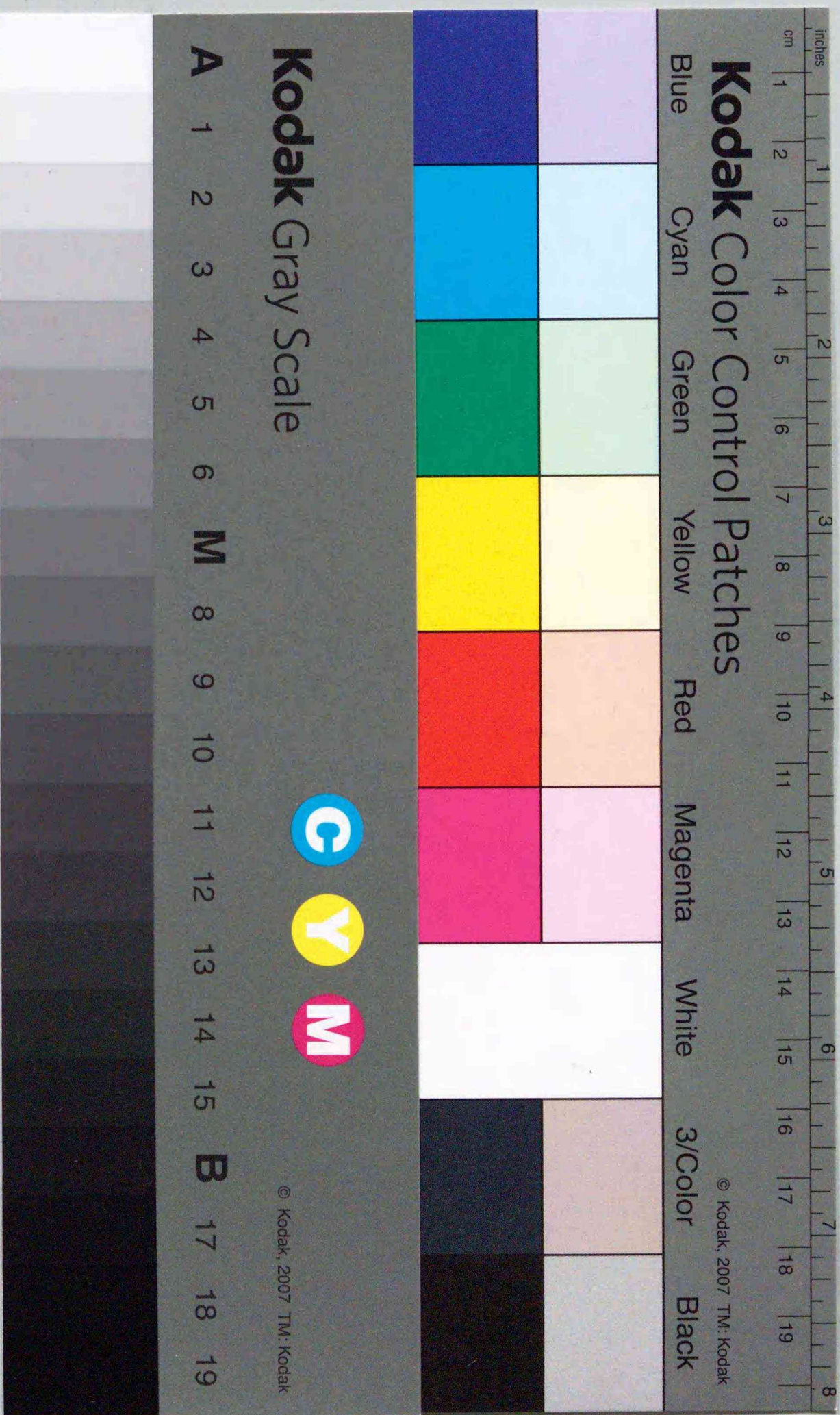




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近世初期日本政治史の研究
Author(s)	津野, 倫明
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第4254号
Issue Date	1998-03-25
DOI	https://doi.org/10.11501/3136970
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51463
Type	doctoral thesis
File Information	000000322161.pdf





近世初期日本政治史の研究

津野倫明

①

近世初期日本政治史の研究

津野倫明

目次

序	一頁
第一部 豊臣期における長宗我部氏の領国支配―非有斎を中心に―	五頁
第一章 問題の所在	六頁
第二章 一族―津野親忠を中心に―	八頁
第三章 「三家老」	一三頁
第四章 「三人奉行」	二二頁
第五章 非有斎	二七頁
第一節 非有の諸権限	二八頁
第二節 非有の政權における性格	三六頁
小括	四一頁

第二部 豊臣政權における「取次」の機能

第一章 問題の所在	五五頁
第二章 「中国取次」―黒田孝高・蜂須賀家政―	六〇頁
第三章 「中国取次」の実態―黒田孝高と毛利氏の関係を中心に―	六二頁
第一節 服属の促進	六三頁
第二節 軍事動員・軍事指揮	六六頁
第三節 大名に対する後見	七〇頁
第四章 「中国取次」の失脚	七四頁
小括	七八頁

第三部 徳川政權成立期における「取次」

第一章 問題の所在	九一頁
第一節 従来の研究	九二頁
第二節 「取次」慣行	九六頁

第二章	安国寺恵瓊と黒田長政の行動論理	一〇一頁
第一節	安国寺恵瓊の行動とその論理	一〇二頁
第二節	黒田長政の行動とその論理	一一四頁
第三章	「取次」役の変遷	一二八頁
第一節	戦後処理	一二八頁
第二節	「取次」役の変遷	一三三頁
小括		一四二頁
総括		一六三頁

序

近世初期日本史の研究といえば、太閤検地や刀狩令に代表されるよう統一政権およびこれらによって政治的に統合されていた大名政権の土地政策やいわゆる兵農分離政策を対象とするものが主流を占めてきた。これらの研究により当該期諸政権はその画期性が注目されるようになった。その一方で、当該期諸政権の政治制度やそれにかかわる法を対象にした研究は、それらが未整備であったことを明らかにしてきた。このことに規定されてか当該期における諸政権の政治構造やヘゲモニー闘争といった政治史そのものは、他分野に比べて研究対象となることが少ない。

従来、当該期政治史研究は政治制度やそれにかかわる法といったハード面の研究に偏重してきたのであるが、その弊害として制度や法が未整備であったとみられる状況のもとでどのように政治が展開していたのかといった問題が放置される結果となったのである。厳密にいえば、当該期諸政権において重要な役割を果たしていた人物らを対象とする研究はなされてきたのであるが、それらは往々にして好事家的な人物史に陥ってしまう傾向があっ

た。そこでは、彼らがどのような論理で行動していたのかといった問題は等閑視されがちである。つまり、制度史的研究の多くが注目する「家老」「奉行（人）」などといった職制的な裏付けがえられないという理由で、彼らの行動には人格的なもの、個人の恣意的なものといった説明がなされてきたのである。

無論、そのような説明も必要ではあるが、現在のわれわれがそうであるように、個人の行動は制度や法だけではなく慣行にも律せられているという視点が欠落している。慣行を掬い上げる制度や法が存在する一方で、慣行を否定するそれらが多く存在する。この事実を念頭におくなら、制度や法が未整備であったとみられる状況のもとにあったればこそ、個人は慣行にもとづき行動するケースが多かったと考えられる。制度や法といった点からは説明がつかなかった人物の行動が、実は何らかの政治慣行によっていると考えられるのである。それがどのようなものであったのかを明らかにしてこそ、人物の行動を真に理解できるのであり、ひいてはその人物がかかわっていた諸政権の政治構造や、そのもとで展開されたヘゲモニー闘争といった政治史を真に理解することが可能になるのではないだろうか。

そこで本稿では、当該期武家社会の慣行、さらにはその慣行を支える武家社会の通念と

といったものを意識しつつ、諸政権において重要な役割を果たしていた特定の人物に着目するという方法をとるが、具体的な問題関心を以下の点に向けたい。豊臣政権下において中央集権化しつつあった大名長宗我部氏の政治構造がどのようなものであったのか、豊臣政権による大名毛利氏の政治的統合とその後の支配はどのように展開したのか、徳川政権成立期における家康と大名との関係はどのように変遷していったのか。これらの問題を検討することを通じて、近世初期日本における政治史の諸相を究明していくことが本稿の課題となる。

第一部 豊臣期における長宗我部氏の領国支配―非有斎を中心に―

第一章 問題の所在

前近代日本においては僧侶が政治に深くかかわっていた例は枚挙にいとまないが、それらに対する考察は往々にして好事家の手に委ねられてきた。しかし、何ゆえ政治の舞台に僧侶が登場するのかという問題はある意味では、その政権の政権構想ともかわる根本問題であり、その説明を放置したままでは、正確な政治史を描きだすことはできないと考えられる。本部では、このような問題意識の上に立ち、これまで歴史学が看過してきた戦国・織豊期政治史における僧侶の意義に注目して、豊臣期における長宗我部政権像をとらえなおしてみたい。

戦国大名長宗我部氏は天正三（一五七五）年に土佐を統一し、やがて伊予中部を除く四国の大半を勢力圏としたが、^①同一三年秀吉に降伏したことで豊臣政権下の一大名となった。同氏については、山本大『長宗我部元親』^②、同『土佐中世史の研究』^③、秋澤繁編『戦国大名論集一五 長宗我部氏の研究』^④など、多くの研究が蓄積されてきたが、その多くは地検帳を利用した土地制度史の解明に重点をおいたものであり、長宗我部政権の支配構造、政

治構造についてはほとんど解明されていない。

秀吉に服属した大名の多くがそうであるように、長宗我部氏も「際限なき軍役」^⑤をはじめとする多大な負担を強いられることになった。かつて山本大氏は、このような状況下で長宗我部氏は「一門・庶流を羽翼として横にひろがった中世惣領制的体制を否定して、専制権力者長宗我部氏を頂点とし、高級直臣以下をその下に配した縦の階層関係を作りあげる」という家臣団編成替をおこなったとした。^⑥氏は、この編成替によって久武・桑名・中内の三氏が「三家老」^⑦、「三人奉行」として「広汎な権力を有した」^⑧あるいは「中央にあつて政治上の支配権を握っていた」^⑨と理解している。しかしこの山本氏の理解には史料解釈上大きな問題があると考えられるのである。

そこで本部では、家臣団編成替により没落する傾向にあったとされる長宗我部氏の一族や、「三家老」・「三人奉行」について再検討するとともに、元親・盛親の周辺にあって領国支配を支えていたにもかかわらず、従来さして注目されてこなかった非有斎という一僧侶に光をあててみたい。これらの作業を通じて豊臣期における長宗我部氏の領国支配の構造と構想を明らかにしてみたい。

第二章 一族 ― 津野親忠を中心に ―

毛利元就が子息元春、隆景にそれぞれ吉川氏と小早川氏を継がせた例に典型的に示されるように、戦国大名は支配領域を拡大するに際し、被征服者たる国人家を形式上は滅亡させることなく、当主の子息などを国人家に入嗣するという手段をよく用いた。それは家名の存続に窮極の意義を見出す日本的なイエの思想にもとづくものであり、それによって国人家の旧臣の不満を解消することができたのだらうと考えられるが、長宗我部氏の場合、土佐を統一する過程で元親の弟親泰は香美郡の香宗我部氏、同じく弟親貞は吾川郡の吉良氏、三男親忠は高岡郡の津野氏へと入嗣する。本章では、比較的文書史料に恵まれている親忠について、その旧国人領支配のあり方と彼が当事者であった継嗣問題を検討することを通じて、長宗我部氏の領国支配の状況とその志向を考えてみたい。

史料 A 天正一八（一五九〇）年七月一二日付津野親忠判物写^⑪（谷弥左衛門宛）
毎度無緩奉公相勤候、為褒美津野領惣分紺役奉行云付候、向後可抽奉公者也、

（後略）

史料 B 文禄三（一五九四）年十一月一四日付津野親忠印判状写^⑫（岡式部宛）

此中奉公相心懸候条、為褒美越知面役人二相定候、万百姓役等無緩可申付候、勿論理不尽之沙汰聊以仕□間敷者也、

（後略）

史料 A は津野親忠が谷弥左衛門を「紺役奉行」に任命した際の判物、史料 B は同じく親忠が岡式部を「役人」に任命した際の印判状であるが、これらの史料から親忠が旧国人領内における奉行人・役人を任命する権限を有していたことがわかる。また、知行充行については次のような史料がある。

史料 C 天正一八年九月五日付津野親忠知行充行状写^⑬（高橋鍵右衛門尉宛）

坪付 高橋鍵右衛門尉給

合壹反八代五歩<sup>神田郷依包名
同郷武久名</sup>

右之所為加扶持云付者也、

（後略）

これは親忠が高橋鍵右衛門尉に旧国人領内で給地を与えたもので、同様のものが数例検出される。国人領内における充行権は津野氏固有の権限であり^⑭、入嗣した親忠はそれを継承したと考えられるのである。このことからするならば、先の旧国人領内における奉行人・

役人の任命権についても、同様に津野氏固有の権限を継承したものと考えられよう。

以上から、長宗我部氏は降った国人津野氏に親忠を入嗣し、国人領内における津野氏固有の権限を親忠に継承させることにより、旧国人領を円滑に支配しようとしていたと考えられる。これは、長宗我部氏の領国支配のハ分権的側面Vといえよう。

しかし、第四章で検討するように、慶長二（一五九七）年の「秦氏政事記」によれば、長宗我部氏は中央機関と思われる奉行人組織を中五郡におき、この中五郡には津野氏領である高岡郡も含まれている。また、史料Aに登場した谷弥左衛門は天正一五（一五八七）年から同一八年にかけて安芸郡・長岡郡・香美郡・吾川郡・幡多郡・高岡郡における長宗我部氏の検地に従事し、さらには第五章で述べるように中五郡の「上地并過錢雜物奉行」になっており、あたかも長宗我部氏が親忠の有能な家臣を引き抜いているかのようである。よって、親忠の旧国人領支配は全くの自由裁量で行われていたのではないと考えられる。その意味で、次の史料に注目してみたい。

史料D 年未詳三月二三日付津野親忠書状写へ高橋惣兵衛・下村式部・中平駿河守・其外衆中宛

返々聊も無緩如御法度可申渡候く以上、

従与州之此方へ之のき衆一人もとをすましき由東より之御法度状持せ候間、諸境目能々可相止候、勿論此方よりのはしりもの一人も通ましく候、とをり候者候者、くゝり候て此表へ引せ候へく候、いつもく法度之上をゆるかせ二仕候間、此中はしり者少々通候事不及是非候、今よりかたく相止候て、せうこなく候ハ、可通ものをハきり候へと非有も被申候、村々へよくく申触候へく候、猶委ハ此下勘介可申候、かしく、

三月廿三日 親忠（花押影）

高橋惣兵衛

下村式部

中平駿河

其外衆中（傍点津野）

これは、長宗我部氏の城下浦戸にあった親忠が、高岡郡橋原の家臣に対して伊予国境の出入り取締を強化するよう命じた書状だが、傍点部の「東より之」とは、高岡郡よりも東に位置する浦戸よりのという意味であり、「御」は長宗我部氏に対する敬意であると考えられるので、ここにみえる「御法度状」は長宗我部氏によって発給されたものと考えられよう。そして、この親忠書状はその長宗我部氏の「御法度状」に副えられたものと考えら

れるのである。つまり、親忠は長宗我部氏の命令を旧国人領内に遵行していたのである。

長宗我部氏の命令を遵行するという行為は、充行権のような国人津野氏固有の権限に由来するものではなく、長宗我部氏の支配下に入ることによって、つまりは親忠が入嗣することによって始めて生じたものであろう。長宗我部氏は国人家に入嗣した親忠の遵行によって旧国人領内に自らの御法度を徹底していたのであり、親忠は遵行という行為により、長宗我部氏の旧国人領支配を支えていたのである。これは長宗我部氏の領国支配のハ集権的側面Vといえよう。

天正一四（一五八六）年、元親の長男信親が豊後の戸次川の戦で戦死したことで、三男親忠と盛親を当事者とする継嗣問題が生じた⁽¹⁸⁾。この過程で吉良親実の所領が没収され、慶長四（一五九九）年には親忠が幽閉、ついで翌年に殺害された⁽²⁰⁾。

土佐統一をすすめる長宗我部氏にとって、新たに統合した旧国人領を円滑に支配するためには国人家に入嗣した一族は欠くことのできない存在であったはずである。にもかかわらず継嗣問題を契機に、長宗我部氏は一族を圧迫し、没落させる傾向にあったのである。当然それは、従来の一族に支えられた、ハ分権的側面Vを色濃く残す支配体制の否定を意味したであろう。後述のごとく同時期に支配のハ集権的側面Vを担う機構が整備されつ

あったことからすると、長宗我部氏による一族圧迫は、それに支えられていた支配のハ分権的側面Vの否定とそれに頼らない支配のハ集権的側面Vの伸張に眼目があったといえよう。豊臣期における一族の没落傾向は、領国内権力の集中を志向する長宗我部氏によっておこなわれた支配体制転換の一局面であったと考えられる。

第三章 「三家老」

従来、「三家老」と「三人奉行」とは同一のものであり、その「三家老」とは久武・桑名・中内の三氏であったと理解されてきた⁽²¹⁾。しかし、この「三家老」と「三人奉行」を同一視する説には疑問を覚える。本章では、この「三家老」を中心とする「家老」について検討してみたい。

慶長二（一五九七）年に定められた『掟』第六条には「家老より外ハ、鷹持候事、令禁制事⁽²²⁾」とあり、長宗我部氏の家臣団に「家老」が存在したことは疑う余地がない。現在のところ、「家老」という語句を文書史料では見出していないが、『長元物語』には次のような記述がある⁽²³⁾。本稿ではここに登場する者を「家老」として扱うことにする。

一。長宗我部殿三家老ト申ハ。久武。桑名。中内此外二江村。国吉。馬場。比江山。野田。吉田。野中加様ノ衆。其外ノ物頭物奉行。毎月六度ツ、集。法沙汰ノケ条。元親公ヨリ御タツ子ノ題目。其理非ヲ申上ル。多分御心応ス。其時ノ家老ハ各別才覚モ一フリ有ル様ニ取沙汰ス。老功ノ家老衆討死。又病死スルニ及ンテ。其アト次ノ子孫有トイヘトモ骨柄モ親祖父ヨリ違タリト。人々ツブヤキケリ。

山本氏は、この記述と『掟書』第一条の「國中七郡之内、三人奉行相定上者、彼奉行申付儀、諸事不可覃異儀事」という条文をつきあわせ、「三家老」を「三人奉行」と理解し、久武氏・桑名氏・中内氏らがその「三家老」として「広汎な権力を有した」と考えたのであるが、この説には二つの問題点がある。

第一は、「三家老」を「三人奉行」と判断する点である。確かに『長元物語』の記述から久武氏・桑名氏・中内氏が「三家老」であったこと、『掟書』の条文から「三人奉行」が広汎な権限を有していたことは認められる。しかし、「三家老」が「三人奉行」であるという論拠は示されておらず、この説を裏付ける史料も現在のところ見出しえない。

第二の問題点は、久武氏・桑名氏・中内氏が「広汎な権力を有した」とする点である。氏が重視する久武親直は別として、『掟書』の作成される豊臣期において、桑名氏・中内

氏やその他の「家老」が「政治上の支配権を握っていた」り、「広汎な権力を有した」ことを示す文書史料は見出せない。

以上のように、「三家老」を「三人奉行」とする説は成り立たず、のちに検討する久武親直はともかくとして、桑名・中内の二氏についてはとても「政治上の支配権を握っていた」、「広汎な権力を有した」とは考えられない。

さて、久武親直についてであるが、彼は領国支配に関するかなり強い権限を有していた事実が認められる。山本氏は久武親直について、『土佐物語』などの軍記物が記す伊予軍代としての活動や、文書史料によっても裏付けられる伊予金子氏との同盟交渉などから、長宗我部氏が秀吉に服属する以前における彼の軍事上・外交上に果たした役割を強調する⁽²⁶⁾。とともに、服属後における元親の絶大な信頼、それによる彼の権力の大きさを強調する。また、久武親直が継嗣問題において、盛親継嗣のために策動して、親忠を推した一族吉良親実らを討伐したらしいことや、関ヶ原合戦後の親忠殺害にも関与していたらしいことにも触れている。しかし、軍記物などの二次的史料に依拠する古典的ともいうべき方法には疑問を覚える。そこで、できる限り一次史料を用いてこの久武親直の領国支配における実態を検討してみたい。

史料E (慶長三(一五九八)年)三月二十九日付久武親直・豊永藤五郎・非有連署状写
 (大藪紀伊守宛)

以上

去廿三日之御状昨日到来令披見候、

一こむきうね三太郎方しあわせせひなきしたひに候、御両殿様御きちやうのうへにて彼あとしき貴所ない之儀者可令披露候、

(後略)

これは、元親・盛親が慶長の役に動員されている期間中の慶長三年三月二三日に大藪紀伊守が小麦畝三太郎の跡職を求めたのに対して久武親直・豊永藤五郎・非有の三人が連署して出した返事である。ここで、親直ら三人は元親・盛親への報告は、二人が帰朝したのちにおこなうとした上で、大藪の申請を認めている。事実、盛親は帰朝後にこれを認定しており、親直ら三人の決定が効力をもったことが確かめられる。

史料F 慶長四年一〇月二〇日付久武親直・久万次郎兵衛・山内三郎右衛門・豊永藤五郎・非有連署状写(片山某宛)

覚世様御判有之といふ共、作職之役儀各別に不仕来者、国中作職改之上ハ本給人自由

可仕御法度候、其上田中三郎兵衛御成敗上者、右田地本給人^(蚊居田)之改田修理可□任自由者也、

(後略)

この連署状は、覚世様(元親の父国親)によって安堵された作職であっても、その所有者が「役儀」を負担していない場合、その作職については「本給人」の裁量に任せるといふ「御法度」⁽³⁰⁾を援用しながら、何らかの咎により成敗された田中三郎兵衛の作職を没収し、「本給人」である改田(蚊居田)修理に与えるとした裁許状である。親直らが所領をめぐる訴訟において、法に照らしながら審理・裁許にあたっていたことがうかがえよう。

史料G 慶長三年十一月一日付長宗我部盛親判物写(豊永藤五郎宛)

山中所々兩年不作二付人民草臥候由候、一節国やくゆるし可置候、随分堪忍仕耕作可仕候、山中にて調候ハて不叶事者大事小事二よらす飯米可遣候、いさゝかの儀も於申付者非有・久内蔵・豊永藤五郎書物無之事者承引不可仕候者也、

(後略)

ここ二年不作が続いた山中の国役を免除し、必要あらば飯米を支給するという趣旨の盛親判物であるが、注目されるのは、国役も含めてどのような役を命令するにしても非有・

久武親直・豊永藤五郎の発給した文書がない場合は、承引する必要はないとしている点である。⁽³⁵⁾つまり、親直らの発給文書のみが、国役も含めた役を賦課する場合、効力を持っていたのである。なお、この判物写の宛所は豊永藤五郎であるが、おそらくこの文書の恩恵に預かる人物に転送されたと考えられる。⁽³⁶⁾

次に、知行充行に関する一連の文書を検討してみたい。

史料H 慶長五年九月一三日付久武親直書状写⁽³⁷⁾へ久万次郎兵衛宛

椅原中平左京事年来之御奉公被聞食、彼表ニおいて壱町、里分ニ而壱町、合式町被仰付候儀、奉行衆談合候て、早々御申付可有候、先年以後⁽³⁸⁾彼仁心を遣貴所を始存知之前候、呉々山里かけて可然候、恐惶⁽³⁹⁾謹言、

(後略)

史料I (慶長五年) 九月一三日付長宗我部盛親袖判久武親直奉書写⁽⁴⁰⁾へ中平駿河守宛
貴所年来之心遣被聞食御給二町被仰付候、久万次郎兵衛方より可被申越候、弥々無二御奉公専用二候、以上、

九月十三日 久 内蔵

親直(花押影)

ゆす原

中平駿河殿まい

万前田源兵へ・岡本民部其表無案内之事二候間、助言用捨有間敷候、以上、

史料J (慶長五年) 九月二三日付久万次郎兵衛書状写⁽⁴¹⁾へ中平駿河守宛

其以後⁽⁴²⁾不能面談候、御無事之由千万目出度候、殊前々より別而御心遣付而從親直如此被仰越候、貴殿へ之御状・私方へ之状ニ御袖判被成候、則持せ申候、慎可⁽⁴³⁾有御頂戴候、坪付之儀者永山久兵・市川蔵内談申追々相渡可申候、時分之儀候間、先御両通送進之候、委細者永久・市蔵え入魂申候、可被仰談候、恐々謹言、

久次兵

九月廿三日

中平駿河守殿まい

猶々坪付之儀ハ兩人内談申、聽而相澄⁽⁴⁴⁾可申候、以上、

史料H・I・Jはいずれも、中平左近進に伝わった一連の文書である。史料Hにおいて、給地を約束されているのは中平左京であるが、史料I・Jによれば実際に給地を得るのは左京の父とされる駿河守のようである。この間の事情については未詳だが、とにかくこれ

らは知行充行に関する一連のものである。この中平駿河守は、第二章の史料Dに登場した一族津野親忠の家臣であり、本来ならば親忠によって知行は充行されるべきであるが、前述したようにこの時期親忠は幽閉中であった。また、盛親も九月一五日の関ヶ原合戦に参加するので、在国してない。よって、ここでとられている一連の手続きは、非常事態のもとに行われたもので、長宗我部氏が一般に行っていた手続きではないだろう。

ここで事実関係を整理してみると、まず、盛親が久武親直に中平駿河守に対して給地を交付するよう命じる。それをうけて久武親直は「奉行衆」で談合するよう命じる久万次郎兵衛宛書状（史料H）と、給地の交付があることを予告する中平駿河守宛奉書（史料I）を作成する。そして、親直はその両書を盛親に提出し、袖判をうけたのち、久万次郎兵衛に送る。これをうけた久万次郎兵衛は、給地が交付されることを伝える中平駿河守宛書状（史料J）を作成して、先の両書（史料H・I）に副えて送る。

これら一連の手続きから、非常事態下という条件つきながら、久武親直が知行充行に関与しており、しかも奉行人である久万次郎兵衛に対して命令する立場にあったことが判明する。

久武親直の権限に関する諸史料を検討してきたが、次のようにまとめられよう。史料E

から、久武親直は元親・盛親父子が留守の領国支配を非有・豊永藤五郎らと担っていた。史料Fから、親直は訴訟の裁許にも非有・豊永藤五郎・山内三郎右衛門・久万次郎兵衛らと携わっていた。史料Gから、国役を含めた役の賦課については、親直と非有・豊永の発給する文書のみが効力を持った。史料H・I・Jから、特殊な状況下とはいえ、親直は知行充行に関与しており、奉行人久万次郎兵衛に命令する立場にあった。

これらのことから、親直は広汎な領国支配に関する権限を有したといえよう。ここであらためて指摘しておきたいのは、親直の権限について検討してきた諸史料には、「三家老」である桑名氏・中内氏の名がまったく登場しないことである。このことは「三家老」が「三人奉行」として「広汎な権力を有した」という説を疑わせるに十分な事実であろう。

最後に、「家老」について考えられることをまとめておきたい。本稿の対象とする豊臣期においては、久武親直以外の「家老」が広汎な権限を有したとは考えられないと述べてきた。しかし、そうならば、先の『長元物語』の記述はどう解釈すればよいのだろうか。記述の前半部分から山本氏が指摘するように、「三家老」をはじめとする「家老」がある時期まで相当な権限を有していたと想定することは可能であろう。しかしながら、後半の「其時ノ家老ハ各別才覚モ一フリ有ル様ニ取沙汰ス。老功ノ家老衆討死。又病死スルニ及

ンテ。其アト次ノ子孫有トイヘトモ骨柄モ親祖父ヨリ違タリト。人々ツブヤキケリ。」という記述に注目した場合、そのような「家老」の役割は衰退する傾向にあったと推測されよう。もし仮に、前半部分のように、法度や、元親の諮問について「家老」が評定するという実態があったとしてもそれはあくまである時期までのことであって、そののち、「家老」の役割は衰退していったと考えると、『長元物語』の記述とここまで「家老」について検討してきた結果を整合的に理解できるのではないだろうか。『掟』の「家老より外ハ、鷹持候事、令禁制事」という規定から「家老」は格は高いが、久武親直以外は豊臣期の長宗我部氏の領国支配においては、かつて有していたかもしれぬ発言力をすでに失っていたと考えられる。

本章の「家老」に関する考察が妥当なら、豊臣期において長宗我部氏は格の高い家臣である「家老」の評定によって諸事を決定するという領国支配を否定し、自らのもとに権力を集中しようと志向しており、新しい体制を創出しつつあったといえそうである。

第四章 「三人奉行」

本章では、「三人奉行」を中心とする奉行人組織を検討することを通じて、豊臣期における長宗我部氏の領国支配のあり方とその志向について考察し、あわせて「三人奉行」が誰であるのかについても推定してみたい。

まず、奉行人に関する『掟書』の条文を検討してみよう。

a 「國中七郡之内、三人奉行相定上者、彼奉行申付儀、諸事不可覃異儀事」(一一条)⁽³⁸⁾

b 「為奉行人、名田、散田作仕候事、堅停止之事」(六一条)⁽³⁹⁾

c 「諸奉行人、雖為一在所、不遂言上、置目等申付事、停止之事」(六四条)⁽⁴⁰⁾

a は再三取り上げる「三人奉行」に関する条文である。土佐国は七郡より構成されているので、「國中七郡」とは長宗我部氏の領国全体を指す。よって、「三人奉行」が奉行人組織の上層部にあり、領国支配に関する強力な指揮権を有していたであろうことが窺える。b は奉行人が農業経営に携わることを禁じた条文であり、奉行人の中には兵農未分離の家臣が含まれていたこと、またそれを長宗我部氏が禁止しようとしていたことがわかる。c は在所ごとに任じられた奉行人が独自に「置目」を設けることを禁じている条文であり、長宗我部氏が中央集権的な奉行人組織を整備しようという志向を有していたことがわかる。これらからするなら、奉行人の組織は中央の「三人奉行」が上層部にあり、そのもとに

兵農未分離の家臣も含む奉行人が中央・各地にいるといった構成だったのではないか、そして「三人奉行」の「申付儀」に各奉行人は「異儀」を申し立てはならず、各地の奉行人は中央に上申せずに「置目」を制定することは許されないという中央集権的なものであったのではないかと考えられる。このような組織が整備されるに当たり、第二章でみたような一族が支えていた支配のハ分権的側面は不要なもの、むしろ障害にさえなるものであったろう。それゆえ、長宗我部氏は継嗣問題を契機に一族を圧迫したのであろう。また、久武親直を除き、「家老」一般については奉行人に命令を下した根拠となる史料はなく、また彼ら自身が奉行人であったことを裏付ける史料もない。「家老」は「鷹持候事」を許される格の高い家臣ではあるが、領国支配に占める役割を低下させていたのではないだろうか。長宗我部氏は一族・「家老」に支えられた分権的な支配体制から、中央集権的な支配体制への移行を志向し、その中央集権的な支配を徹底するために奉行人組織を整備していたのであろう。

ここで、「三人奉行」のメンバーについて考えてみたい。長宗我部氏の奉行人組織を網羅する史料には「秦氏政事記」⁽⁴⁰⁾がある。この史料は概ね、はじめに長宗我部氏が常備しておくべき武具・普請道具の目録、それに続き奉行人の職名と在任者の一覧、ついで代官・

庄屋・刀祢の地域名と在任者の一覧を掲げ、最後に慶長二（一五九七）年三月二四日の日付と元親・盛親父子の花押影を有する奉行人に関する諸規定を掲げるもので、奉行人が職務遂行上必要な情報を整理した史料であるとみられるが、その奉行人の一覧によれば、長宗我部氏は安芸郡・中五郡（香美郡・長岡郡・土佐郡・吾川郡・高岡郡）・幡多郡の地区毎に奉行人を任命している。このうち安芸郡は領国の東端、幡多郡は西端であること、両郡の職名数が中五郡のそれに比べて著しく少ないことから、中五郡の奉行人組織は中央機関であり、安芸郡・幡多郡のそれは出先機関といったものではないかと思われる。その「中五郡諸奉行」の冒頭は「御地帳并諸帳奉行」であり、そこには豊永藤五郎・山内三郎右衛門・久万次郎兵衛の名が連なる。さらに、豊永藤五郎と山内三郎右衛門は「御材木懸并人数遣奉行」を、久万次郎兵衛は「御名田散田公用奉行」を兼任しているが、この三人はここまで検討してきた史料にすでに登場している。まず史料Eには、豊永藤五郎が「家老」久武親直・非有とともに署名しており、長宗我部氏の留守の領国支配を担っていたことがわかる。また、史料Gによれば、国役を含めた役の賦課については、非有・久武親直・豊永藤五郎らの発給する文書のみが効力を有している。史料Fには、久武親直・久万次郎兵衛・山内三郎右衛門・豊永藤五郎・非有が署名しており、久万・山内・豊永を含む五名が

訴訟の裁許に携わっていたことがわかる。以上からするなら、「中五郡諸奉行」の冒頭に豊永藤五郎・山内三郎右衛門・久万次郎兵衛が記されたのは偶然とは考え難い。史料E・F・Gのいずれにも共通して登場する点を重視するなら久武親直・豊永藤五郎・非有が「三人奉行」であったと考えられなくもないが（イ案）、豊永藤五郎・山内三郎右衛門・久万次郎兵衛の組み合わせも想定しなくてはなるまい（ロ案）。そこで、一次史料ではないが、これにかかわる『土佐物語』の記述をみてみよう。⁽⁴¹⁾

此非有と申すは、元は真言坊主なり。当国滝本寺の僧侶にて、元親の帰依僧なるが、其器にや当りけん、国政の奉行になし、山内三郎右衛門・久万二郎兵衛・豊永⁽³³⁾五郎と相並び、公事評定軍議に預かる。

これによれば、非有なる人物が「国政の奉行」となりロ案の三人と「相並び、公事評定軍議」に携わっていたことがわかる。「相並び」という表現からするなら、ロ案の三人こそが「公事評定軍議」に携わる「国政の奉行」である意識されていたと考えられよう。このように考えれば、ロ案の方が可能性が高そうである。久武親直については、長宗我部氏の意を受けて奉行人である久万次郎兵衛に命令を下している事実から（史料H）、「三人奉行」よりも上位に位置すると考えられよう。さらにもう一人見落とすことができない

のは、史料E・F・Gに登場し、かつ右の『土佐物語』の記述からも元親の信頼や、領国支配における諸権限を有していたと推測される非有という人物である。この人物については、章をあらためて検討したい。

第五章 非有斎

右に掲げた『土佐物語』によれば、非有斎は長岡郡の真言宗滝本寺の僧侶であり、元親の帰依をうけて「国政の奉行」として「公事評定軍議」に携わっていた。山本氏はこの記述から「顧問的存在として元親の軍事外交政策をたすけたのであった」と指摘したが、その領国支配における実態については言及していない。これまでの長宗我部氏研究は、領国支配における非有の重要性を看過してきたように思われる。そこで、本章では可能な限り一次史料を用いて、非有の実態に光をあてるとともに、彼の政權における性格についても考えてみたい。そして、このことを通じて豊臣期における長宗我部氏の領国支配の状況とその志向を考えてみたい。

第一節 非有の諸権限

先に触れた史料Eに非有は久武親直・豊永藤五郎とともに署名しており、元親・盛親父子が留守の期間中に、領国支配を担っていたことがわかるが、これに関連する次のような史料がある。

史料K 年未詳一二月九日付非有書状写⁽⁴³⁾へ森本右助(介)宛

^(大分県史)大紀州より之状令披見候、如仰書中之去年より切米遅々候、然二前々二相違今程國中京儀之御奉公役不休事候、彼三人之衆山分と申又者遠路事候へハ、何之公役等も不申候故、切米扣置候、此段自貴所御入魂候へく候、是ハ非有一存迄二候、殿様乍御父子御留主之事候間、御下向之時分具遂言上、追々可申候、先從貴殿右之趣御返事可然候、恐々謹言、

(後略)

これは、元親・盛親父子の留守中、「山分」・「遠路」を理由に公役を勤めない三人の家臣に対する切米支給の延期を通告した非有の書状であるが、このような措置を決定したのは、「是ハ非有一存二候」とあるように、非有だったのである。これと先のことを考え

合わせると非有は、久武親直・豊永藤五郎とともに元親・盛親父子の留守中、領国支配を担い、かつ事項によっては専決していたことがわかる。

次に在地支配についてみてみたい。

史料L 文禄四(一五九五)年四月二六日付長宗我部盛親判物写⁽⁴⁴⁾へ門田藤兵衛・谷甚(神)

左衛門宛

其村代官・庄屋相定上自今以後不可有相違候、庄屋ハ諸公事免ニ而随分在所使堅可申付候、諸事非有申付事相背、第一起請面相違候者、右之両稜漫族於有之者、即時可成敗者也、

文禄四年卯月廿六日(盛親花押影)

山田島 門田藤兵へ

山田下之島

谷 神左衛門

戸板島

猶以万事公催触口之事以来までも無退屈堅固ニ可申付義肝要く迄候、已上

これは、門田藤兵衛・谷神左衛門両名の代官・庄屋を安堵した盛親判物であるが、ここで注目されるのは、「諸事非有申付事」には背いてはならないと厳命されている点である。つまり、非有は彼ら在地の責任者に対する命令権を有していたのである。このような在地に対する非有の権限を示す具体例をいくつかみてみよう。

史料M 年未詳一二月一〇日付非有書状写（筏奉行・木山奉行・記奉行宛）

はま田神左事在所井奉行にて候、はし／＼田地之事二候間、筏乗二御申付有ましく候、かしく、

（後略）

山田郷上田村の井奉行であった神左衛門は、その職務外である「筏乗」を筏奉行、木山奉行、記奉行らに強いられていたのである。神左衛門はそのことを非有に訴え、その結果、非有が筏奉行・木山奉行・記奉行の三者に神左衛門への「筏乗」賦課停止を要請したのがこの書状であろう。このように考えると、非有は在地の奉行人に対する命令権をも有していたことがわかる。

ところで、ここまでの二例はいずれも香美郡山田地方のものであるから、非有の在地に対する権限はこの地方にのみ限定されたものではないかとの反論も予想されるが、次の事

実はこのような危惧を払拭するであろう。

史料N・Oは大坂にあった元親が、文禄の役で活躍したのち土佐西端の幡多郡に帰省する中山新兵衛に与えたものである。

史料N（文禄二八一五九三〇年）七月二一日付長宗我部元親書状写

とまり／＼にてしたく共よく申付候へく候、馬にものせ候へく候、

此中山事、天気悪候者、かちを人夫共やり付可遣候、又天気よく船便候者、可越候、たしかに浦戸まで送之候て、又浦戸よりハ非遊よく遣付候て、畑へ可遣候、別而辛身之事候、よく／＼在々にてちそう候へく候、かしく、

（後略）

この書状は新兵衛を粗相なく幡多郡まで送り届けるよう命じており、事実上通行手形として機能したものとみられるが、その宛所には、最後の非有を除き、概ね土佐東端から中央部の城下浦戸にかけての地域もしくはその庄屋・刀祢が列挙されている。新兵衛はこの書状を各地の責任者に提示して便宜をはかってもらい浦戸にいったたと判断されるが、注目されるのは、「浦戸よりハ非遊よく遣付候て、畑へ可遣候」という文言である。「畑」とは幡多郡であり、浦戸（吾川郡）との間に高岡郡を挟み西端に位置する。この浦戸から

幡多郡にかけては、非有の命令によって在地の責任者が新兵衛に対して便宜をはかることになるのである。元親・盛親が留守であるということ考慮せねばならないが、非有の在地に対する権限が香美郡山田地方に限定されないことは明らかであろう。また、単に在地に対するというだけではなく、領国内の交通網についても権限を有していたといえよう。

次に史料Nと同日付で発給された次の書状に注目してみよう。

史料O (文禄二年) 七月二一日付長宗我部元親書状写へ非有・谷忠兵衛宛

御武者そろへ二も居候ハんと申候へ共、人之々^(人々)申まゝ、重而之用のため下候ハゝ、神妙なる申事にて候、かしく、

此中山無比の者候、又やかてめしよせ候まゝ、其内公役事一円に申ましく候、やすめノ中大切なる者候、よく御意得候へく候、手からにて上様御はうひにて候、仍俵子廿俵可遣候、是ハ谷忠可遣候^(谷忠兵衛)、けんこに申付候へく候、返々重よひ可登候、それまで役事ゆめ申付候ましく候、かしく、

(後略)

これは、再招集が予定されていた新兵衛に公役を課さず、休息させることを命じた元親書状である。宛所の一人谷忠兵衛は幡多郡の奉行であり、新兵衛に公役を課すという事態

は容易に想定できるので、宛所に忠兵衛があることは当然であろう。しかし、この地域と特殊な関係を持たない非有もこの書状の宛所となっている。このことからするなら、非有は土佐西端の幡多郡も含めて長宗我部氏の家臣を公役に動員する権限を有していたのではないかと考えられる。

このような状況からするならば、史料Gとして検討したように、国役を含めた役の賦課については非有・久武親直・豊永藤五郎の発給する文書がない場合、承引する必要はないと命じる盛親判物写が存在することも当然であるといえる。

次に、家臣の城下集住にかかわる史料を検討し、非有がこの政策にどのようなにかかわっていたのか、また奉行人と考えられる家臣らとどのような関係にあったのかについて考えてみたい。長宗我部氏は天正一九(一五九一)年末頃浦戸城に移り、以後ここに家臣を集住させる政策をとった。盛親が、城下に屋敷を普請するように命じ、これに応じた者には加増という優遇措置をとっていることから長宗我部氏がこの政策を重要課題としていたことがうかがえる。のちに盛親は、集住になかなか応じようとしないう吉松与右衛門や、森本右助(介)、蚊居田修理、福留勘右衛門らを厳しく叱責しており、政策の捗々しくない状況がうかがえるものの、吉松は文禄五(一五九六)年三月二七日付で、森本は文禄四年

四月一五日付で、蚊居田は同月一三日付で、「在津」すなわち浦戸への移住を理由に加増をうけているので、徐々にではあるが家臣らは集住していったと思われる。その吉松については、次のような打渡状が発給されている。

史料P 文禄五年三月二十七日付徳久弥兵衛・谷弥左衛門打渡状写へ吉松与右衛門宛へ

坪付 吉松与右衛門給

一所壹反拾五代五分勺

山田かもの村
傍士平内分

右ハ在津御加増として木津加二て御給被仰付替ニ徳政申請之由候、御訴訟之うち壹反拾五代五分勺吸江買地御判ニ入替地ニ非有依仰相渡候、為後日如件、

(後略)

吉松が浦戸在番の加増として受けた木津賀の給地には、すでに長宗我部氏の買得安堵をうけた吸江庵の買地があったので、吉松は徳政の適用をうけて自己の売地をとりもどすこととで、加増にかえることを申請したのであり、その申請を認めたのがこの打渡状である。⁽⁵⁹⁾その発給者である徳久弥兵衛・谷弥左衛門は慶長二(一五九七)年の「秦氏政事記」によれば、ともに「上地并過錢雜物奉行」となっている。文禄五年の時点で、彼らがどのような奉行に任じられていたかは確定できないが、知行地の打渡に携わる奉行人であったこと

は確かであろう。先に城下集住した例として触れた森本右介(助)が「秦氏政事記」では「普請奉行」となっていることからすると、彼らもまた城下に集住した家臣であったと考えられる。長宗我部氏はこのように集住した家臣を奉行に任命していたのであろう。さて、注目されるのは彼らが「非有依仰」とあるように非有の命令によって、史料Pを発給している事実である。「仰」という言葉から明らかなように非有は彼らの上位者なのであり、城下に集住する奉行人を指揮していたのである。非有は、長宗我部氏が加増までして推進しようとしていた城下集住政策に関与し、しかもその政策により集住し、奉行人となった家臣を指揮していたのである。

本章におけるこれまでの考察をふまえて、第二章において一族の津野親忠が長宗我部氏の命令を遵行しているものと指摘した史料Dを再検討してみよう。その中には、はしり者は「今よりかたく相止候て、せうこなく候ハ、可通ものをハきり候へと非有も被申候」とある。一族たる親忠が長宗我部氏の命令を遵行するにあたり、非有がその徹底を促しているのである。命令はあくまで長宗我部氏のものであるが、それに背いて「可通ものをハきり候へと」厳命し、統制を加えているのは非有である。

非有の有していた権限については、以下のようにまとめられよう。長宗我部氏の留守時

において、久武親直・豊永藤五郎と領国支配にあたり（史料E）、事項によっては専決権を有した（史料K）。在地の代官・庄屋・奉行人に対する命令権を有し（史料L・M）、それは一部地域に限定されるものではなかった（史料N）。また、重要課題であったと考えられる城下集住政策にかかわり、集住した奉行人に対する命令権を有した（史料P）。久武親直・豊永藤五郎とともに国役などの役を賦課する権限を有し（史料G）、長宗我部氏の留守時とはいえ、彼のそれは一部地域に限定されるものではなかった（史料O）。久武親直・久万次郎兵衛・山内三郎右衛門・豊永藤五郎とともに訴訟の裁許にも携わっていた（史料F）。長宗我部氏の命令の遵行者がたとえ一族であってもそれに対する統制権があった（史料D）。

以上から非有は、豊臣期における長宗我部氏の領国支配において最も広汎な権限を有する存在であり、領国支配のキーパーソンであったといえよう。これは、非有が「三人奉行」であるか否かに左右されない事実である。むしろ、非有が「三人奉行」であるか否かが「三人奉行」の性格を規定するといえる。⁽⁶⁰⁾

第二節 非有の政権における性格

前節では、非有の領国支配に関する広汎な権限を強調したが、直ちに二つの疑問が生じよう。一つは、山本氏が重視する「三家老」の久武氏・桑名氏・中内氏のいずれが出家し、非有と名乗ったのではないかという疑問、今一つは、もしそうでないなら、非有のよな真言宗の僧侶が広汎な権限を持ったのは不自然なのではないかという疑問である。

まず、最初の疑問について考えてみたい。非有の出自については、『土佐物語』が「谷忠兵衛とて、元親⁽⁶¹⁾肱股の臣なりしは、非有が弟なり」と記している。これを信頼するなら非有は先に幡多郡の奉行として触れた谷忠兵衛の兄ということになり、明らかに非有は「三家老」が出家したものではない。また、『土佐軍記』には次のような記述がある。⁽⁶²⁾

非有法師と云人、元親公帰依の僧にて御傍に有て公事評定軍法までつき出る人也、是ハ真言坊主たりしか、元親公落あやまらせと仰けれハ、一生精を漏⁽⁶³⁾不⁽⁶⁴⁾斎にて其身跡よけれハ、諸人誉毛利に安国寺、長宗我部に非有とて、一对坊主と諸人云し也、

これによれば、非有は元親が帰依する真言宗の僧侶であり、元親から還俗をすすめられていたが、一生僧侶であったことになる。もし、非有が「三家老」として出家前に元親に仕えたことがあったなら、果たして元親が彼に帰依するということがありうるであろうか。

非有が「三家老」の出家したものである可能性は極めて薄いのである。

しかし、「家老」でもない真言宗の僧侶が、たとえ股肱の臣の兄であるにしても、今まで述べてきたような権限を有するのは不自然ではないかという疑問が残る。ここで再び『土佐軍記』に目をやると、「御傍に有て公事評定軍法までつき出る人」とあり、非有が元親の信頼を得ており、君側にあって万事を助言していた姿がうかがえる。してみると、山本氏のように「顧問的存在として元親の軍事外交政策をたすけた」とすることもできようが、ここまで非有の権限について検討してきた一次史料では非有自身が前面に登場しており、加えて「国政の奉行」といった表現を考慮するなら、元親の背後にあるといったニュアンスのある「顧問的」という評価はどうも非有の性格にはふさわしくないように思われる。むしろ「御傍に有て」という表現と非有が行使していた広汎な権限からすると、制度としてではなく、慣行として戦国期から江戸時代の諸政権に存在していた「出頭人」であったとみられる。

高木昭作氏は戦国期の武士の主従関係を「太郎冠者ないしは出頭人型」と「家老型」に二類型し、「前者は、その存在を主君に依存し、主君との間に情緒的一体感が成立しているところに特徴がある」とし、特別の君寵により取り立てられた「出頭人は、小姓組頭す

なわち親衛隊長であると同時に、常時君側に出頭して主人と家臣との間の取次ぎに従事した。この主人の言葉を取り次ぐ機能の故に出頭人の言葉は主人の意志と見做され、出頭人は国政や藩政に絶大な権勢を振るった」としている⁽⁶⁵⁾。僧侶と俗人、帰依僧と小姓組頭という相違は大きく、乱暴な議論であるという批判もあろうが、主君の信頼のみによって、家臣団における自らの存在およびこれに派生する諸権限が正当性をうるという点で、非有は「出頭人」と類似している。さらに、見逃せない類似点として両者の非世襲性があげられる。「出頭人」の権勢は「主君の眷顧にあり、主君の死とともにその権勢は消滅」するのであり⁽⁶⁶⁾、「出頭人」の継嗣によって継承される性格のものではない。非有の権勢は、慶長四（一五九九）年五月の元親の死によっても衰えないが（例えば史料F）、それは元親だけではなく、その子息盛親からも彼が信頼されていたことによると考えられる。しかし、その非有の権勢は、彼が僧侶身分なのであるから、当然イエ意識にもとづくような後継者は存在せず、継承されていく性格のものではない。「出頭人」の場合も、非有の場合もそれぞれ権勢は一代限りの非世襲的なものである。また僧侶と俗人の違いという点については、初期徳川政権のブレーンであった以心崇伝も家康の「出頭人」とみなされており⁽⁶⁷⁾、ここで検討したような本質的な類似点を重視するならば、非有は戦国期から江戸時代

にかけて普遍的に存在していた「出頭人」であったとみられる。

二つの疑問を不十分ながら説明してきたが、少なくとも非有が領国支配に関する広汎な権限を持ちえたのは、「家老」だからではなく、あくまで元親の信頼を得ていたからだといえる。ならば当然彼が行使していた権限は、本来長宗我部氏に属するものである。各地の代官・庄屋・奉行人に対する命令権、城下集住政策により集住した奉行人に対する命令権、訴訟の裁許権、遵行における統制権は全て、長宗我部氏が掌握していた権限なのである。このことと、一族・「家老」の権力が衰退することや、中央集権的な奉行人組織が整備されていくことを考えあわせると、長宗我部氏は元親・盛親―非有を頂点とし、そのもとに組織化された家臣団を配する、中央集権的な領国支配を志向していたといえるのではないだろうか。

このように中央集権を目指す権力には非有のような僧籍・非世襲の存在が好都合だったのであろう。先に引用した『土佐軍記』で「諸人誉毛利に安国寺、長宗我部に非有とて、一対坊主と諸人云し也」と記されている安国寺恵瓊は、毛利氏の参謀僧として領国統治にかかわり、さらに豊臣政権と毛利氏間の意思伝達を担っていた。彼もまた、中央集権を目指す権力の周辺にあった僧侶なのであり、当該期の政治史を描きだすのに不可欠な存在で

あると考えられる。⁽⁶⁶⁾

小括

本部の課題は、豊臣期における長宗我部氏の領国支配の構造と構想を明らかにすることにあった。そのために、一族、「三家老」、「三人奉行」を再検討し、従来さして注目されてこなかった非有という僧侶の存在に光をあててみた。その結果、当該期における支配体制転換の諸相を明らかにできたと思う。かつて、長宗我部氏の旧国人領支配を支えていた一族や、長宗我部氏の諮問を受けて評定を行っていたであろう「家老」は久武親直を例外として、当該期においては最早、領国支配においてさして重要な存在ではなくなりつつあった。そして、この時期に整備されつつあった奉行人組織を有する中央集権的な体制は、「家老」であった久武親直もさることながら、それ以上に領国支配に関する広汎な権限を有していた非有によって運営されていた。

その非有が広汎な権限を有していたのは、ひとえに彼が長宗我部氏の信頼をえていた「出頭人」だったからなのであり、当然のことながら彼が行使していた権限は、長宗我部氏が

掌握していた権限である。してみると、当該期において、長宗我部氏は領国内権力を集中しつつあり、その権力を領国内に行使するため中央集権的な奉行人組織を整備し、実務的な指揮を「出頭人」非有に任せ、領国を支配させていたといえる。本部の課題にそくしてまとめるなら、豊臣期において長宗我部氏は旧来の分権的支配体制を否定し、中央集権的な支配体制を確立しようとしていたといえる。ただ、あくまで、それが志向であったことは城下集住の難航や、それとかかわる兵農未分離といった状況によくあらわれている。長宗我部氏は関ヶ原合戦で所謂西軍につき、滅亡してしまうので、残念ながらその志向の結果を確認することはできない。

最後に今後の課題を確認してむすびとしたい。本稿は主に文書史料を用いたが、冒頭でも述べたように、長宗我部氏には膨大な地検帳があり、これを分析することでより鮮明な長宗我部政権像を結ぶことができよう⁽⁶⁷⁾。しかし、それ以上に重要と思われるのは、非有のような存在、つまり従来の歴史学が看過してきた僧侶たちの実態を明らかにすることである。このような存在に注目することで、政治史ひいては時代像をより明らかにできると考えるからである。

注

- (1) 長宗我部氏が四国全土を統一したという説は藤田達生氏によって否定されている。同「豊臣期国分に関する一考察—四国国分を中心に—」(『日本史研究』第三四二号、一九九一年)参照。
- (2) 吉川弘文館、一九六〇年。
- (3) 高知市立市民図書館、一九六七年。
- (4) 吉川弘文館、一九八六年。以下『長宗我部氏の研究』と略記。
- (5) 『長宗我部地検帳』全一九卷(高知県立図書館、一九五七、六五年)として刊行。
- (6) 藤木久志『戦国大名の権力構造』(吉川弘文館、一九八七年)Ⅳ「豊臣期の戦国大名」佐竹」参照。前記のものを含めて、本稿では複数回発行されている諸論文については、本稿で採用したものを提示することにする。
- (7) 「長宗我部政権の変質と一領具足」(『長宗我部氏の研究』所収)三九七頁。以下山本大Aと略記。

- (8) 山本大A三九八頁。
- (9) 「軍事上からみた長宗我部氏」(『軍事史学』五巻四号、一九七〇年)四二頁。
以下山本大Bと略記。
- (10) 河合正治「元就教訓状と毛利両川体制の形成」(『日本歴史』第三三三号、一九七六年)。
- (11) 『高知県史 古代中世史料編』(高知県、一九七七年)『土佐国憲簡集』五一
二号。以下本部で使用する史料については、とくに断らない場合は同書所収のもの
で、文書番号は同書のものとする。ここで、山本大・広谷喜十郎・高橋史朗・松本
瑛子編『高知の研究第8巻研究文献目録・年表・索引篇』(清文堂、一九八九年発
行)を参考に『高知県史 古代中世史料編』より引用する史料について補足してお
く。『土佐国憲簡集』は奥宮正明編纂、享保一〇(一七二五)年頃成立。『土佐国
憲簡集拾遺』は谷垣守編纂、享保(一七一六)三六(一七三六)元文(一七三六)四〇年
頃成立。『土佐国古文叢』は武藤平道編纂、文化八(一八一)年成立。これらは
成立年代から明らかなように、いずれも写である。以下『土佐国憲簡集』は『憲』、
『土佐国憲簡集拾遺』は『拾遺』、『土佐国古文叢』は『古文叢』と略記。

なお、本稿では無年号文書などを使用する際、確定・推測される年号などを()
で示す。

- (12) 『憲』六〇七号。
- (13) 『憲』五一三号。
- (14) 元亀三年(一五七二)年閏正月吉日付津野勝興知行充行状写市川へ大蔵兵衛尉
宛(『憲』三六二号)から、親忠を養子とする勝興がかつて国人領内で充行権を
有していたことが判明する。
- (15) 注(5)参照。
- (16) 『憲』六五九号。
- (17) 『憲』五七四号。
- (18) 山本氏はこの問題で、親忠を推した一族の吉良親実・比江山親興は諫死するこ
ととなり、これを契機に「古い一門の惣領的な考え方は排除されていた」とした
(山本大A三九八頁)。「土佐物語」(国史叢書『土佐物語一』・『土佐物語二
四国軍記全』へ国史研究会、一九一四年)や、『元親記』(『続群書類従第二十
三輯上』へ続群書類従完成会、一九二七年)などの軍記物が語る内容を鵜呑みに

はできないが、信親死後、継嗣問題が発生していたのは事実であろう。

- (19) 注(5) 『長宗我部氏地検帳 吾川郡下』の横川末吉氏による解説(七六二頁)参照。

- (20) 津野氏系図によれば、慶長四(一五九九)年元親は盛親継嗣に不満をいだく親忠を香美郡岩村に幽閉し、この年元親は死去するが、翌年九月二十九日盛親は兄親忠を殺害した(『憲』二一九号)。このようなことから、継嗣問題を契機に一族は長宗我部氏により圧迫を受け、没落する傾向にあったといえるだろう。

- (21) 注(8)・(9)。

- (22) 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集第三卷』(岩波書店、一九六五年)三〇七頁。長宗我部氏の分国法には、慶長元(一五九六)年と二年制定と考えられるいわゆる『長宗我部元親百箇条』と、その付加規則と思われる『近習輩可勤存条々』・『中間小者可相守条々』、そして慶長二年に制定されたいわゆる『長宗我部元親式目』があるが、いずれも原題ではないので(『中世法制史料集第三卷』解題)、本稿では便宜的にいわゆる『長宗我部元親百箇条』を『掟書』、いわゆる『長宗我部元親式目』を『掟』と呼び、条文は全て『中世法制史料集第三卷』

から引用する。

- (23) 『続群書類従第二十三輯上』(続群書類従完成会、一九二七年)一五頁。
 (24) 『中世法制史料集第三卷』二八六と二八七頁。
 (25) とくに山本大B四二頁。
 (26) 山本大B。
 (27) 『憲』六七一号。
 (28) (慶長三八一五九八〇年)九月二十九日付長宗我部盛親書状写(大藪紀伊守・北川源四郎宛)(『憲』六七六号)。
 (29) 『憲』七一七号。
 (30) ここでいう「御法度」は『掟書』四七条の「国中知行方之儀」の「付、作職之事ハ、近年如相改順逆地頭可任自由事」を指すと考えられる(『中世法制史料集第三卷』二九三と二九四頁)。この条項の内容は難解であるが、作職を認めるか否かは「地頭」(史料Fでいう「本給人」を指す、もしくは包含していると思われる)の裁量に任せるといふ趣旨ではなからうか。
 (31) 『古文叢』一一一四号。

- (32) 史料Gの主眼は、耕作に専念させるために国役を免除することにある。よって、「いさゝかの儀も於申付者」とは、国役も含めてどのような役を命令するにしても、という意味であろう。
- (33) この判物は吉松左衛門宛の文書とともに残っていた(『古文叢』一一二九号)。
- (34) 『憲』七三三号。『高知県史 古代中世史料編』は、『憲』については主として『山内文庫本』を採用しており、(一)内のイは異本『森家本』によっている(同書二六頁参照)。なお、文書名については書止めがもし「恐々謹言」ならば、長宗我部盛親袖判久武親直奉書写とすべきである(高木昭作氏の御教示による)。
- (35) 『憲』七三四号(文書名は高木氏の御教示によった)。同内容の写である『憲』八九五号は、追而書の位置は原本に忠実であるが、字句については誤写と考えられるものが多いので採用しなかった。
- (36) 『憲』七三五号。同内容の写である『憲』八九三号は、追而書の位置は原本に忠実であるが、字句については誤写と考えられるものが多いので採用しなかった。
- (37) 『中世法制史料集第三卷』二八六―二八七頁。
- (38) 『中世法制史料集第三卷』二九六頁。

- (39) 『中世法制史料集第三卷』二九六頁。
- (40) 『憲』六五九号。なお、この史料は『山内文庫本』では欠落し、『森家本』に掲載されている。
- (41) 『土佐物語一』一二五頁。
- (42) 山本大B四八―四九頁。
- (43) 『憲』八七六号。
- (44) 『憲』六二五号。
- (45) 庄屋については、前掲『掟書』一条の付に「在々所々庄屋相定置上者、万事触渡処、聊不可存緩事」とあり、奉行人組織の末端で在地支配を支えていたと考えられる(『中世法制史料集第三卷』二八六―二八七頁)。
- (46) 文禄四(一五九五)年七月五日付盛親判物写(門田藤兵衛・谷甚(神)左衛門宛)(『憲』六二九号)の宛所に「山田庄や」と付されていることを重視するなら、門田・谷が庄屋であったことは確かである。史料上でも「庄屋ハ」として、その特権と職務を記していることもその証左となろう。しかし、各地域の代官・庄屋を列挙している慶長二(一五九七)年の「秦氏政事記」では、香美郡山田郷の代官を「門

田藤兵衛」、同郷の庄屋を「谷甚左衛門」、また山田島・山田下之島の庄屋を兩人、戸板島の庄屋を「島崎仁右衛門」としている。列記される山田郷、山田島・山田下之島、戸板島といった行政区分がどのようなものであったのか現在のところ明瞭にはしえないが、とくに戸板島の庄屋を考慮すると、「秦氏政事記」はのちに移動した人事を示していると判断される。ただ、門田藤兵衛が代官となっていたことを重視するなら、この史料のときも彼が代官を兼任していたと考えられよう。

(47) 『憲』八九七号。この書状写の宛所は、篠奉行・木山奉行・記奉行となつてゐるが、山田郷上田村井奉行甚(神)左衛門宛の年月日未詳坪付写(『憲』八九八号)とともにつたわつてゐるので、実際には神左衛門に送られたと考えられる。

(48) 「秦氏政事記」の段階で非有は長岡郡池之村の代官となつてゐるので、先に門田藤兵衛が兼任していたと考えた香美郡山田地方の代官であつた可能性も全くないわけではなく、ここまで検討してきた在地支配に関する権限についてはそのことにもとづくものという考えも成り立ちうる。

(49) 史料N・Oは、新兵衛に恩賞を与えることを命じる(文禄二八一五九三〇年)一〇月四日付長宗我部元親書状写(谷忠兵衛宛)(『憲』五五九号)、それをうけ

て発給された翌文禄三年二月二一日付谷忠兵衛打渡状写(中山新兵衛宛)(『憲』五七一号)とともにつたわつてゐる。

(50) 『憲』五五二号。

(51) この書状写の宛所は、「永徳寺」(安芸郡野根庄屋永徳寺)・「すか五郎」(同郡甲浦政所須賀五郎右衛門)・「孫左 さきのはま」(同郡佐喜浜刀祢浜田孫左衛門)・「にしたら」(?)・「はね」(同郡羽根庄屋入交左衛門)・「吉良川」(同郡吉良川庄屋中村宗介)・「正覚寺」(同郡奈半利庄屋正覚寺)・「いわ左」(?)・「長楽寺」(香美郡手結?)・「非遊」^(有)となつてゐる(カッコ内は「秦氏政事記」によつて補足)。

(52) 『憲』五五三号。

(53) 年未詳三月二四日付長宗我部盛親書状写(吉松与右衛門宛)(『憲』五七五号)。同日付長宗我部盛親書状写(福留勘右衛門宛)(『憲』五七六号)。

(54) 年未詳五月一六日付長宗我部盛親判物写(吉松与右衛門宛)(『憲』五七九号)。同日付長宗我部盛親判物写(森本右助(介)宛)(『憲』五八〇号)。同日付長宗我部盛親判物写(蚊居田修理宛)(『憲』五八一号)。同日付長宗我部盛親判物写

〈福留勘右衛門宛〉（『憲』五八二号）。

(55) 『憲』六四八号。

(56) 『憲』六二〇号。

(57) 『憲』六一四号。

(58) 『憲』六四八号。

(59) 下村效「戦国・織豊期徳政の一形態―土佐長宗我部氏の買地安堵・上表・徳政をめぐって―」（『長宗我部氏の研究』所収）四二二頁。

(60) 関ヶ原合戦後、長宗我部氏の除国にともない、山内氏が入国するが、家臣らは、それに抵抗する「家中方」と容認する「年寄方」に分裂した（浦戸一揆）。この時「年寄方」に協力した宇賀二兵衛に対して、（慶長五八一六〇〇年）一月三日付で「年寄」らは連署感状を発給しているが（『拾遺』三三七号）、「家老」である桑名・中内・野中・吉田の各氏とともに非有も連署している。「年寄」の性格については現在のところ未詳であるが、非有が「家老」とともに「年寄」の一人だったことは確かで、これらによる評議にも参加できたと考えられる。

(61) 『土佐物語一』一二六頁。

(62) 『土佐国群書類伝記部三』（東京大学史料編纂所蔵）所収。

(63) 『日本近世国家史の研究』第I章「『秀吉の平和』と武士の変質―中世的自律性の解体過程―」（岩波書店、一九九〇年）二二―二三頁。

(64) 同右二三頁。

(65) 高木昭作「江戸幕府の成立」（『岩波講座 日本歴史9 近世1』へ岩波書店、一九七五年）。

(66) この点については、別稿も計画しているが、さしあたり第二部・第三部を参照されたい。

(67) 本稿では、非有と久武親直がどのような関係にあったのかについては、十分には考察できなかった。この点も今後の課題としておきたい。

第二部 豊臣政権における「取次」の機能——「中国取次」黒田孝高を中心に——

第一章 問題の所在

豊臣・徳川政権の「取次」に注目した山本博文氏の研究は、秀吉による大名支配機構としての「取次」の創出と、その家康による占拠・奪取の過程について検討し、近世初期政治史の分析に新視点を提示した^①。氏によれば、「取次」とは、史料上「取次」と称され、「諸大名への命令伝達や個々の大名を服属させ後見するといった諸機能を果たし、かつそのような役割を公的に認められ期待される政権の最高級メンバー^②」であり、「単に『取次』の行為をしている人物を呼んだ言葉ではなく、豊臣政権の公的な職制^③」であるとされる。また氏は、秀吉による政治的統合の前後で「取次」の顔ぶれに変化があらわれるとも述べている。すなわち、政治的統合の過程では盟友的^④大大名（のちのいわゆる「五大老」）が「取次」となり、秀吉の意思・命令を大名に伝達して服属を促す役割を果たしたのに対し、統合後は石田三成ら（「年寄」）の吏僚派奉行が彼らにとってかわり、大名に対する目付的な役割を果たすとともに、対象大名の領国支配の体制変革をも図るという^⑤。

当該期政治史における「取次」の重要性を指摘した氏の研究は高く評価されるべきであ

るが、ただ「取次」についての右の定義に關していえば、「最高級メンバー」とそうでない人々はどこで区別されるのか、「公的な職制」とそうでないものはどこで区別されるのかなど、多分に曖昧な部分を残しており^⑥、そのことが以後の研究に少なからぬ混乱を及ぼしたことも否めないのである。たとえば、山本論文初出後、齊藤司氏は、増田長盛が関東諸領主の領地（家康領国を除く）の仕置を行っていた事実や、朝鮮出兵の際に彼らが長盛の軍事指揮下に編成されていた事実などを論拠に、長盛が当該地域の「取次」であったとする説を発表し^⑦、ついで国重顕子氏は、小西行長が秀吉と西九州諸大名との関係の円滑化に努めていた事実に着目して、行長が彼らの「取次」であったとする説を発表した^⑧。両氏は、特定の人物が果たしていた役割をメルクマールとして、その人物が「取次」であったと判断したわけだが、その人物が当時「取次」と呼ばれていたことを示す史料は提示されておらず、如上の役割が本当に「取次」としての立場に由来しているのかどうかはじつは論証されていないのである。ただ、このような「取次」の規定をめぐる混乱は両氏だけにみられる問題ではない。両氏の説を受けた山本氏は、齊藤説については「石田・増田、諸侯の取次」という史料所見が存在することを根拠にこれを支持しているのに対し^⑨、国重説については「行長が縁戚関係にある宗氏の取次をしていたことだけでは『取次』とする

ことはできず、より精密な小西―宗関係の考察と小西が関係を持った肥前の松浦・有馬・五島氏らをめぐる全面的な人間関係の説明が必要であろう⁽¹⁰⁾と機能面からの疑義を述べて、支持を留保している。この応酬をみれば明らかのように、結局のところ確実な基準として使えるのは史料上「取次」とあるかどうかであり、それ以外の基準は、個人的な価値判断や恣意をいまだ排除しきれしていない点で、単独で用いるには危うすぎるのである。となれば、現段階でとりうる最善の手段は、機能面からでなく、まずは史料上の「取次」という呼称をメルクマールに「取次」を発見し、その人物が果たしていた役割を「取次」のそれとして確定してゆく作業であろう。

ところで山本氏は、いわゆる「五大老」のもとには「取次」が存在しなかったとみている⁽¹¹⁾。

すべての大名が「取次」を必要としたわけではない。(中略)早期に秀吉に服属した盟友とも言うべき宇喜多秀家・前田利家・毛利輝元・小早川隆景・上杉景勝・徳川家康らの大大名は、直接秀吉につながり、年寄とともに「取次」を務めることまで要請される存在であった。「五大老」として知られている大名は、実にこのように秀吉に直結する大名であって、秀吉の存命中は(中略)それぞれが分立して秀吉に繋がって

いたにすぎない。

確かに「五大老」は自身が他大名の「取次」も務めており、また秀吉存命中に関するかぎり、彼らによる合議機関は成立していなかったとみられるので、「それぞれが分立して秀吉に繋がっていた」との評価も概ね受け入れてよいだろう。しかし彼らが直接秀吉につながる存在であり、それゆえに「取次」を必要としなかったというのは果たして事実であろうか。議論を先取りすれば、史料上「取次」と称されるものは「五大老」のもとにも存在した。藤田達生氏は、豊臣氏の国分に関する考察の中で、天正一一(一五八三)年段階で佐々成政が上杉氏・姉小路氏に対して、天正一三年段階で織田信雄が徳川氏に対して服属を促す際に「取次」を務めていたと指摘している⁽¹²⁾。上杉氏・徳川氏はのちに「五大老」となる大名であり、当然山本説との齟齬が問題にされるべきであったが、藤田氏はこの点にまったく触れていない。これまで「五大老」における「取次」を正面から取り上げた研究はない。つまり彼らについては秀吉の意思・命令がどのような形態で伝達され、上申がどのような形態でなされていたのが解明されていないのである。このような研究状況を、僅かでも進捗させるための基礎的作業として、本部では「五大老」のうち毛利氏について、豊臣政権期における政治動向を再検討し、そこに占めた「取次」の役割を明らかにしたい。

第二章 「中国取次」―黒田孝高・蜂須賀家政―

山本氏は毛利氏の「取次」について、以下のように述べている。⁽¹³⁾

毛利氏に対しては、秀吉が織田信長の部将であった頃から小早川隆景を介して書状を送っていたから、とりたてて「取次」はない。しいてあげれば、秀吉が関白になった頃から弟の秀長が、取次の役割を果たしているぐらいである。

しかし、この見解に対しては即座に次のような反証をあげることができる。

史料A 年月日未詳吉川広家自筆覚書案（抜粋）⁽¹⁴⁾

一 太閤様御時、黒田如水^(孝高)ハ中国取次候故、以其手筋、右之段少^(つゝ)もを黒筑州^(黒田長政)へへ以飛脚

申遣候へハ、其返事ニ 大御所様御書相添、甲州より飛脚被指返、于今所持候事、

関ヶ原合戦前夜、広家は輝元に叛意のないことを家康に弁明すべく奔走していたのであるが（第三部参照）、右の史料はその際のことを回想した広家自身の覚書である。ここで広家は、その弁明を家康に取り次いだのは黒田長政であったと述べているが、注目されるのは、長政を頼った理由が、長政の父如水（孝高）が秀吉の頃「中国取次」を務めていた

事実に求められている点である。上杉景勝や家康が関東方面の「取次」であったことや、輝元の「九州取次」構想からして、⁽¹⁵⁾ 中国地方を対象とした「中国取次」が存在していたとしても不思議ではなく、その対象は同地方の大名ということになる。この点を次の史料から考えてみたい。

史料B （慶長五年へ一六〇〇）一〇月四日付黒田孝高自筆書状（吉川広家宛）（抜

粋）

一 先年より隆景・元春申談、^(蜂須賀家政)彦右衛門・拙者中国之儀御馳走申、其続貴殿・隆景無御

忘却候、残衆者、^(宇喜多氏家)備前中納言同前之御覚悟候き、雖少身候、林肥前者、^(就長)先年之筋目

無忘却通、去年於京都拙者ニ申理候、

ここで孝高は、以前より蜂須賀家政と自分は小早川隆景（慶長二年死去）・吉川元春（天正一四年死去、広家の父）と申し談じて、「中国之儀御馳走」してきたが、このような実績を忘れないでくれたのは広家と隆景、「残衆」では宇喜多秀家と林就長（輝元の家臣、後述）だけだと述べている。ここで宇喜多氏が引き合いに出されていることから、孝高・家政は毛利氏（吉川氏・小早川氏も含めた）だけでなく同じ中国地方の大名である宇喜多氏の「取次」でもあったと考えられる。毛利氏・宇喜多氏といったのちに「五大老」

となる大名のもとにも「取次」が存在したことは明らかであろう。では、その「取次」はどのような役割を果たしていたのであろうか。

史料C 慶長一九年一月一日付吉川広家覚書⁽¹⁹⁾（抜粋）

一大閣様へ中国より奉得御意候儀、最初^(黒田孝高)黒如水・^(蜂須賀家政)蜂彦右以御取次之筋目、万事得如水御指南申候、（後略）

ここには、毛利氏などが秀吉の「御意」を得る場合、孝高・家政が「取次」となり、その筋目にもとづいて孝高が万事を「指南」したとある。「取次」両人は、大名から秀吉への上申を取り次ぎ、また、秀吉の意思・命令を彼らに伝達していたのであり、孝高についてはさらに大名に対する「指南」もしていたことがわかるのである。

第三章 「中国取次」の実態―黒田孝高と毛利氏の関係を中心に―

本章では、黒田孝高とその対象大名である毛利氏の関係を中心に、また蜂須賀家政の父で天正一四年の死去まで「中国取次」であったと考えられる正勝にも留意しながら、「取次」の果たしていた役割をより具体的に明らかにしたい。

第一節 服属の促進

まず、山本氏が指摘する、「取次」の服属を促す使者としての機能について、中国国分交渉⁽²⁰⁾の検討を通じて明らかにしてみたい。

天正一〇（一五八二）年五月、秀吉指揮下の織田軍と備中高松城を挟んで対峙し、劣勢にあった毛利氏は、安国寺恵瓊⁽²¹⁾を介して講和を模索したが、秀吉側が提示した条件は係争中の備中・美作・伯耆、さらに備後・出雲の割譲であった⁽²²⁾。そこに本能寺の変が勃発、秀吉は六月四日に和睦を成立させ急遽上京した。七月、毛利輝元は恵瓊を秀吉のもとに派遣して信長の死を弔い⁽²³⁾、また吉川元春は山崎における秀吉の戦勝を祝したが、真の目的は講和条件の緩和にあった⁽²⁴⁾。同月再度派遣された恵瓊は、今回の和睦と戦勝に触れた七月一八日付輝元書状へ蜂須賀正勝宛・（同家政宛）、同日付元春書状へ家政宛⁽²⁵⁾、同月二三日付小早川隆景書状へ家政宛の計四通の書状を託されたが、家政宛の輝元書状と隆景書状には、その和睦が家政の「御馳走」によったことが述べられており、さらに隆景書状は割譲領域について正勝・家政から秀吉に取り成してほしいと依頼もしている。

翌年五月、秀吉は毛利氏に賤ヶ岳における戦勝を告げ、国分について「秀吉腹を不立様二御覚悟尤候」と威嚇している⁽²⁶⁾。その夏、林就長が上坂して交渉にあたるが、秀吉の態度は強硬で、備中・美作・伯耆の割譲が実現しなければ「八月朔日出勢」すると通告した⁽²⁷⁾。七月には恵瓊が堺に赴き秀吉と交渉した結果、吉川広家（当時経言）・小早川秀包（当時元総）を人質とするならば、備中高梁川以西と伯耆三郡は譲るという案を得たが、毛利側は人質の条件に難色を示し、撤兵を拒否した。十一月になってようやく人質が送られ、備中猿懸城で正勝・孝高と恵瓊・林就長・毛利家老との間で会談がもたれたものの、毛利側は依然として諸城から撤兵しようとしなかった⁽³¹⁾。このような状況を打開すべく恵瓊・林就長は毛利氏重臣宛に連署状⁽³²⁾を送るが、その中で恵瓊は、長宗我部元親が秀吉に対し、阿波・讃岐を放棄するかわりに伊予の安堵を要求しているらしいとの情報を伝えている。しかし、藤田達生氏はこれを偽情報であろうとした⁽³³⁾。すなわち、一貫して反秀吉の軍事行動をとっていた元親が天正一一年の段階で講和を申し出たとは考えられず、また阿波とほぼ制圧した讃岐を放棄してまで攻略中の伊予を要求したとは考えにくいというのが、従うべき見解であろう。恵瓊はこの連署状の後段で割譲案に難色を示す毛利氏の態度を諫め、信長に武田氏が、秀吉に柴田・滝川の両氏が敗北したことなどを引き合いに出しながら、このよ

うな時代に「芸州之御事も、いまた六七ヶ国御たち候間、各御丈夫にて、可為御長久候」と述べている。恵瓊は「六七ヶ国」の領有と伊予給与が約束されているうちに国分を完了させるのが得策であると判断し、早期決着をはかっているのである。従って、この偽情報は猿懸城での会談の際、孝高と恵瓊が談合して捏造した可能性が高い。

しかしながら事態は硬直しており、秀吉は（天正一二年）正月二日付書状⁽³⁴⁾へ正勝・孝高宛で、諸城は「干殺候之様可被申付候事」、割譲領域は当初のように「国五共二此方へ可召置」も辞さないという強硬策を指示し、三日後には次の書状を発給している。

史料D （天正一二年）正月五日付秀吉書状⁽³⁵⁾（蜂須賀正勝・黒田孝高宛）（抜粋）

度々如申越候、境目城之儀、急度請取、明隙可罷上候、何角申て於相延者、先書如申遣候、最前従彼方仕出候任誓紙旨、国を五ツ此方へ可召置候間、成次第二可仕候、返々兩人由断故、如此遅々儀候哉、沙汰限候、（後略）

ここで秀吉は、「兩人由断」のために国分が遅滞しているのではないかと叱責しているのであるが、この事実から正勝・孝高が中国国分の交渉担当者であったことが確定されよう。また注目されるのは、これら一連の秀吉書状がいずれも『小早川家文書』に所収されている事実である。伊達氏の「取次」であった和久宗是が、政宗に上洛を促すため、中央

における政宗の不利な情勢を内々に知らせていた例が示すように、正勝・孝高も自分たちに宛てられた秀吉書状を毛利氏に廻送して秀吉の強硬な意思を伝達することによって、すなわち情報をリークすることによって、危機意識を煽り服属を促していたのである。

第二節 軍事動員・軍事指揮

天正一二（一五八四）年の春頃には和平が成立し、国分交渉も翌年正月に毛利領国を安芸・備後・周防・長門・出雲・石見・隠岐・備中半国・伯耆半国とする最終決定をみた。これ以降、秀吉は毛利氏を際限なく軍事動員することになるが、本節では豊臣政権下での毛利氏の軍事行動を検討して、そこでの「中国取次」の役割を明らかにしたい。

天正一三年正月、黒田孝高と蜂須賀正勝は毛利氏に対し、三月予定の雑賀一揆攻撃への出陣命令を伝えた。⁽³⁷⁾ 孝高・正勝が中国国分の最終決定とともに、秀吉の毛利氏に対する初の動員令を伝達しているのである。秀吉は動員をうけて水軍を率い上る小早川氏に水主・兵糧米などの給付について指示しているが、秀吉には「尚委細蜂須賀・黒田兩人可申越候」⁽³⁸⁾、隆景にも「様体蜂須賀・黒田兩人かた迄可被申越候」⁽³⁹⁾、「尚委曲彦右衛門尉・官兵衛尉可

申候」⁽⁴⁰⁾と述べており、この時正勝・孝高が秀吉の命令の詳細を小早川氏に伝達し、また同氏よりの上申を秀吉に取り次いでいたことがわかる。

続く長宗我部勢力攻撃⁽⁴¹⁾では、羽柴秀長と三好秀次が阿波に、宇喜多秀家・蜂須賀正勝・黒田孝高が讃岐に、毛利勢の小早川隆景・吉川元長が伊予に上陸し、正勝の仲介で八月六日までに講和が成立した。⁽⁴²⁾ このような配置のためか、戦闘において正勝・孝高が毛利氏に関連して果たした役割は確認できない。しかし、八月一四日付羽柴秀長書状⁽⁴³⁾（隆景宛）には「与州之儀、彼方人質一両日中二可相渡之条、以其上、蜂須賀彦右衛門尉・黒田官兵衛兩人急度差越、如何様にも御馳走可申候」⁽⁴⁴⁾、「与州城々兩人差遣、急度請取、渡可進之候」⁽⁴⁵⁾とあり、閏八月一四日付秀吉朱印状写⁽⁴⁶⁾（正勝・孝高宛）にも「与州之儀差急諸城請取、小早川方え相渡」とあるように、兩人は伊予諸城を接收し、隆景に引き渡しているのである。四国国分案は、二転三転したものの、最終的には長宗我部氏降伏を前提に、長宗我部氏には土佐を安堵、毛利氏には伊予を給与することになった。伊予給与は小早川隆景の意向によるもので、その約束を取り付けたうえで毛利勢は渡海している。⁽⁴⁷⁾ この伊予給与について秀吉側で責任を負っていたのは、この件を毛利氏に伝達した正勝・孝高と考えられる。⁽⁴⁸⁾ 彼らが隆景への伊予諸城の引渡を担当したのは、軍監といった立場もさることながら、「中

国取次」という立場がより大きく影響していたと考えられるのである。

次に島津勢力攻撃⁽⁴⁶⁾において孝高が毛利氏との関係で果たした役割を検討する。天正一四（一五八六）年三月頃、秀吉は島津氏の使者を引見して九州国分を指令し、四月五日には上坂した大友宗麟に九州分目を発令した。秀吉はその実施のために毛利氏に対して出陣の用意を命じ⁽⁴⁷⁾、孝高・惠瓊を「検使」に任命したが⁽⁴⁸⁾、これは両人と、先鋒であり主力である毛利氏との関係をとくに重視してのことであろう。惠瓊に遅れて孝高も宮木堅甫とともに安芸に到着するが⁽⁴⁹⁾、秀吉は惠瓊・孝高・堅甫宛の朱印状の中で、自分は筑紫方面の状況に疎く、指示した攻略計画は不十分であるから「元春・隆景・惠瓊、さけす⁽⁵⁰⁾ミに残事有間敷候」と、毛利氏・惠瓊による計画再考を指示する一方、孝高・堅甫に「以一書⁽⁵¹⁾（右の朱印状であろう―津野）被仰出候条、安国寺と談合有之、隆景ニ申聞」と指示している。秀吉の命令は惠瓊・孝高・堅甫に伝えられるものの、実際には惠瓊と孝高・堅甫が談合したうえで、毛利氏に伝達されていたと考えられる。以後も秀吉の命令は惠瓊・孝高・堅甫宛、小早川隆景・惠瓊・孝高宛、惠瓊・孝高宛に度々出されており、孝高が中心となって毛利氏に伝達されていたことがわかる。一方、孝高は毛利勢の戦況を秀吉に上申してもいた。

史料E （天正一四年）一二月一二日付秀吉朱印状⁽⁵²⁾へ吉川元長宛⁽⁵³⁾（抜粋）

香春嵩要害取詰之、付城等相拵在陣之由、黒田勘解由言上候、誠寒天之時分、旁以辛勞感恩召候、弥可被入勢事專一候、然者、城中之者一人も不拔退様、下々迄申付可討果候、度々如被仰聞候、卒爾動不可有之候、尚黒田可申候也、（後略）

ここで、秀吉は豊前の「香春嵩要害」包囲中の吉川元長を慰労しているが、それは孝高が上申したからであり、今後の指示も詳細は孝高が伝達すると述べている。さらに孝高は、吉川元長のような毛利一門だけではなく一般の毛利氏家臣の戦況も秀吉に上申し⁽⁵⁴⁾ていた。例えば、（天正一四年）一〇月二七日付孝高書状写⁽⁵⁵⁾へ平賀元相宛⁽⁵⁶⁾には「御家来衆御高名之頸数八到来、一段満足申候、京都へも御注進可申候」とあり、孝高が毛利氏家臣の戦功を詳細に秀吉へ上申し⁽⁵⁷⁾ていたことが確認されるのである。このように、孝高は毛利氏全般の戦況を秀吉に上申し⁽⁵⁸⁾ていたのであるが、それは孝高がこれらと軍事行動をともし⁽⁵⁹⁾ていたからであるが、この点に関してはより注目すべき史料がある。

史料F （天正一四年）一〇月一日付毛利輝元書状写⁽⁶⁰⁾へ仁保元豊宛⁽⁶¹⁾（抜粋）

今度官兵ニ防長之衆相副候条、各被相談、何篇官兵被申様、可被得其心候、從此方も為検使口羽刑部大輔差副候、委細彼者可被相談候、（後略）

この史料から、孝高が周防・長門の毛利氏家臣をいわゆる与力として直接指揮する場合

があつたことが確認されるのである。

第三節 大名に対する後見

本節では、孝高が大名毛利氏を後見する機能を果たしていた点を明らかにしてみたい。

『黒田家譜』に「秀吉公の時、毛利家のために元春・隆景より孝高の取次をたのみ、殊に元春の長子元長死去の時、孝高の取成にて広家兄元長の家を相続せしかば」という記事がある。島津勢力攻撃のさなか、天正一四（一五八六）年十一月に吉川元春が病没し、天正一〇年より家督を継いでいた元春の長子元長も翌一五年六月に陣中で病没してしまった。毛利氏では元長の遺言により元春の三男経言（同年九月より広家）を継嗣としたが、それは孝高の「取成」によって秀吉の認可を得たというのである。このことから、孝高が毛利一門の吉川氏を後見していた可能性が浮上してこよう。この点について、毛利領国の知行割に関する一連の文書を検討してみよう。

史料 G 天正一九年三月一三日付秀吉朱印知行目録（毛利輝元宛）
知行方目録之事

（中略）

一、拾壹万石

羽柴吉川侍従

此内、壹万石無役、輝元於近所、伯耆国三郡有次第、其外出雲国富田城、はうきのかたへかた付、都合拾万石相渡、とた居城ニ可然哉之事、

一、隠岐国

羽柴吉川侍従

（中略）

惣都合百拾貳万石也、

右之内、二十三万石者無役、残八十九万石之軍役、但、小早川・吉川相加可歎之者也、（後略、傍点津野）

史料 H （天正一九年）三月一四日付黒田孝高自筆書状（吉川広家宛）（抜粋）

中国御知行割之儀、拙者相煩候故相延、昨日遂披露候処ニ、則被成 御割、御朱印対輝元被遣候、貴所之儀者、伯耆半国、出雲ニ而伯州之たかヲ被仰付、以上拾石、又壹万石於安芸無役ニ被仰付候、隠岐国も同前ニ候、戸田之城可有御抱之通 御意ニ候、御外聞可然候、於 御前御取成之儀、聊如在存候、（後略）

史料 I （天正一九年）三月一四日付黒田孝高自筆書状（香川春継（広家家臣）宛）（抜

広家御身上之儀、御外聞能相澄、於我等満足仕候、於御前御取成之儀ハ、随分申上候、其段者、御氣遣有間敷候、菟角戸田^(富田)之城を御抱候事者、御外聞ニ而候、御身体被成候様ニ御分別肝要ニ候、御ふけん之程者御存知候間、手前無御不如意様ニ御心持專一二候、日本静謐之上者、不入御人数なとも多御持候て、御ふりよく候へハ笑止ニ存候、唯今之御覚悟肝要ニ候、(後略)

史料Gは秀吉が輝元宛に発給した朱印知行目録で、傍点部にあるように吉川広家は毛利領国内において知行地の給与と富田居城を認められている。その知行割案を秀吉に「披露」したのは孝高であり(史料H)、「広家御身上之儀、御外聞能相澄、於我等満足仕候」(史料I)の表現から、それは広家の要望を容れたものと考えられる。そして、「於御前御取成之儀ハ、随分申上候」(史料I)とあるように、孝高は要望の実現に向けて尽力した。孝高は広家の要望を受け、それに沿った知行割案を秀吉に「披露」し、その案が認可されるよう尽力したのである。ところで注目されるのは、「披露」が「拙者相煩候故相延」(史料H)という箇所である。秀吉への「披露」が孝高の病によって延引したということとは、右の行動が余人でなく黒田孝高その人に期待されていたことを示している。また、「日本

静謐之上者、不入御人数なとも多御持候て、御ふりよく候へハ笑止ニ存候、唯今之御覚悟肝要ニ候」(史料I)とあるように、孝高は広家家臣に対して静謐な時代に余計な軍備を蓄えない方がよいと政策指導までしていたのである。

ここで、以上に述べてきた「中国取次」の役割について簡単に整理しておきたい。黒田孝高・蜂須賀正勝は、中国国分の交渉担当者として毛利側の担当者と会談するなどの折衝を行い、また毛利氏に秀吉書状を廻送して情報をリークすることによって、危機意識を煽り服属を促していた。とくに孝高は、偽情報を捏造してまで服属を促進していたのである。また、天正一〇年の和睦成立に「御馳走」した蜂須賀家政もこれらの国分交渉にかかわっていた。服属後の雑賀一揆攻撃への軍事動員では、孝高・正勝が秀吉の命令を毛利氏に伝達し、毛利氏の上申を秀吉に取り次ぐ役割を果たしており、四国国分において伊予諸城を毛利氏に引き渡したのも兩人であった。島津勢力攻撃の際には孝高が秀吉の命令を毛利氏に伝達し、戦功を含む毛利氏の戦況を秀吉に上申したが、孝高はさらに毛利氏家臣に対する直接の軍事指揮権をも行使していた。また孝高は、毛利氏の中でもとりわけ吉川氏の相続や知行割に関する要望を秀吉に「披露」・「取成」し、吉川氏に対する政策指導を行う立場にもあった。以上のような役割が明らかになったわけだが、とくに史料Cに「万事得

如水御指南申候」とあった孝高については、軍事指揮権や政策指導が「指南」という行為にあたりとみられる。してみると、山本氏の指摘する「指南」⁽⁶⁵⁾でもあった可能性も考えられるのであるが、むしろ「指南」という行為が「取次」という存在の属性であったと理解される。

第四章 「中国取次」の失脚

これまでに明らかになった黒田孝高の役割には、それが確認されるのが天正一九（一五九一）年までであるという点、また毛利一門の中でもとくに吉川氏を後見していたという点に特徴がある。本章では、これがどのような事情と関連しているのかを考えてみたい。

慶長一九（一六一四）年一月一日付吉川広家覚書（先に史料Cとして一部掲載）は「対石治少我等所存之事」と題されており、主に石田三成に対する広家の不満が述べられている。その内容をまとめると以下のとおりである。

- ① 秀吉が広家に与えた出雲・伯耆の知行地を、秀吉死後、毛利秀元に渡すよう命じた。
- ② 広家の娘が五年間、伏見にいたにもかかわらず、秀吉に「御目見」できなかったのは、

三成が時機をみて計らうとしつつ、徒に時を過ごしたためである。

- ③ 伏見の広家邸への秀吉「御成」を五年間三成に依頼しつづけたのに、成就しなかった。

- ④ 秀吉逝去の際、諸大名に「御遺物」が下されたが、広家はそれを知らず、ある筋から情報を得て、三成に問い合わせたところ、三成は失念していたとして、その時初めて広家は太刀を拝領した。

- ⑤ 毛利氏などが秀吉の御意を得る場合、孝高・家政が「取次」となり、その筋目にもとづいて孝高が万事を「指南」していた。しかし、近年、兩人と「御奉行衆」（三成ら）との確執があったため（「兩人近年御奉行衆与半御座候二付而」）、広家に関することは「不達 上聞」という事態になってしまった。

まず、⑤に注目してみると、「不達 上聞」という事態の原因は、孝高・家政と三成ら「御奉行衆」との確執に求められている。その確執とはどのようなものであったのだろうか。『黒田家譜』は以下のようなエピソードを伝えている。⁽⁶⁶⁾文禄二（一五九三）年、朝鮮在陣中の石田三成・増田長盛・大谷吉継の「三奉行」が孝高を訪ねたところ、孝高は三成らが権勢により増長していることを憎んで対応しなかった。そのため「三奉行」が秀吉に様々に讒したので、帰国後の孝高は秀吉から疎んじられ、只折節に殿中に出仕するのだが、

久しく対面をゆるさなかった——。これと⑤とをあわせて考えるなら、孝高と三成との確執が存在したことは間違いなからう。これにより孝高は秀吉に疎んぜられ、対面もできなくなったのであり、そのような境遇から孝高は「中国取次」としての役割も果たせなくなったのである。「中国取次」の孝高は三成らとの確執によって失脚してしまい、②③のように、従来ならば孝高が秀吉に「取成」べき事柄は「不達 上聞」という事態に陥っていたのである。文禄二年頃からは広家、そして毛利氏についても孝高を介して「達 上聞」することは不可能になり、また秀吉の命令を孝高が毛利氏に伝達することもなくなっていたであろう。蜂須賀家政については傍証を得ていないが、おそらく似たような状況にあったと推測される。

ではその欠はどのようなように補われたのであろうか。ここで想起されるのが本稿にも度々登場した安国寺恵瓊の存在である。彼は孝高らの失脚以前から彼らとならんで秀吉と毛利氏との交渉役を果たしており、それらは秀吉存命中一貫して確認される⁽⁶⁷⁾。また、広家が②③のように従来ならば孝高に依頼すべき件を三成に依頼していることからするならば、三成が新たに毛利氏の「取次」になっていたとみられる(第三部参照)。ならば、なぜ広家には先のような事態が生じていたのであろうか。それは二点目の特徴、すなわち孝高がとく

に吉川氏を後見していたという点と因果関係にある。

毛利氏の領国支配のありかたをめぐり、中央政権と毛利氏の間には、石田三成—恵瓊・毛利宗家、黒田孝高—吉川氏という対立構図があったと想定される。前者の系列に属する恵瓊は天正一六年—同二〇年の所謂「天正末惣国検地」に参画しているのであるが、この検地は「毛利氏が全家臣を直接掌握する新たな支配構造を創出するもの」と評価されてお⁽⁶⁸⁾り、恵瓊は領国内における毛利宗家の支配強化を推進する立場にあったとみなされる⁽⁶⁹⁾。

三成について注目されるのは広家の不満の①である。毛利秀元は天正一三年に輝元の養子となり、同二〇年には嗣子として秀吉からも承認されたが、文禄四年に輝元に実子秀就が誕生したため分家することになり、慶長四年になって長門など計十七万石余を分封された⁽⁷⁰⁾。この分封の一案として①の指示がなされたのである。史料Gの秀吉朱印知行目録へ輝元宛⁽⁷¹⁾が、わざわざ「小早川・吉川相加可⁽⁷²⁾勉之者也」としている点や広家の知行地を記載している点からして、広家の独立性がうかがえる。その広家の知行地のうち出雲・伯耆を輝元の養子であった秀元に渡すというのであるから、三成が吉川氏の独立性を否定し、毛利宗家の支配強化を推進しようとする立場にあったことは明らかであろう。

一方の黒田孝高は、天正一五年には広家の吉川氏相続が認可されるよう尽力し、天正一

九年にはまさに右の出雲・伯耆などが広家知行分として認可されるよう尽力している。彼は吉川氏の存続と毛利宗家からの独立性を支持していた。その孝高と三成の対立は、先の『黒田家譜』のエピソードからするなら既に文禄二年以前から醸成されていたと考えられ、これとリンクするかたちで毛利氏への対応をめぐる意見の違いがあったと考えられる。孝高が広家を後見していたのとは対照的に、孝高を失脚させた三成が広家を①②③④のように冷遇したのは、その違いをよく示している。

黒田孝高の役割が確認されるのが天正一九（一五九一）年までであるのは、孝高らが三成らとの対立により失脚してしまったからである。そして、その孝高がとくに吉川氏を後見していたのは、三成との対立関係にリンクするかたちで、すなわち三成が毛利宗家の支配強化を推進しようとしていたのとは対照的に吉川氏の独立性を支持していたという事情によると考えられる^(四)。

小括

これまで豊臣政権の「五大老」となる大名については、秀吉の意思・命令がどのような

形態で伝達され、大名の上申がどのような形態でなされていたのかは未解明であった。このような状況を僅かでも進捗させるため、本部では「五大老」のうち毛利氏について、当該期の同氏をとりまく政治動向を再検討し、そこに占めた「取次」の役割を明らかにした。山本氏が「中国取次」の所見を見落としたのか、あるいはこの所見をふまえたうえで氏の定義する「取次」に該当しないと判断したのかは不明である。もし前者ならば「五大老」に「取次」は存在しないとする山本説は再検討を要するであろうし、後者ならばどのような根拠からそう判断したのかという疑問が残る。いずれにしても本稿では、冒頭でも述べたとおり史料上「中国取次」と出てくることを重視したい。毛利氏（吉川氏・小早川氏も含めた）・宇喜多氏のもとには史料上「中国取次」と称される黒田孝高と蜂須賀家政が存在しており、家政の父正勝もそうであったと考えられる。「中国取次」が秀吉と毛利氏の間で果たしていた役割は既にまとめたとおりであり、その役割を孝高らが果たせなくなったのは彼らが三成らとの確執で失脚したことによる。

この「取次」の意義、とくにその対象であった大名側にとっての意義は、逆にそれが存在しないことで生じる状況が端的に物語ってくれる。「取次」がいなければ、大名は娘を秀吉に「御目見」させることができず、また秀吉の自邸への「御成」も望めない。これら

は秀吉との私的な交際であるとはいえ、前近代社会において、こと大名支配の合議機関などが存在しなかったとみられる豊臣政権においては権力者個人との関係こそが重要なものであったと考えられ、その関係をつなぐルートとして「取次」は諸大名にとって最も頼りになる存在であったはずである。

さて、本稿に今後の課題として求められるのは、今回その実態把握が不十分であった蜂須賀父子と毛利氏との関係、そして黒田孝高・蜂須賀父子と毛利氏以外の中国地方の大名との関係、さらには放置されている他の「五大老」について、より広汎に「取次」の実態を把握し、豊臣政権の大名支配体制の全体像を解明することであろう。ただ、それ以上に今回の「中国取次」の発見が、近世初期の政治史研究においてどのような意義があるのかという点を明らかにすることが求められよう。この課題については、部をあらためて取り組むことにしたいが、そのなかで本部においては十分に言及できなかった「取次」を職制とする山本氏の定義をめぐる問題についても言及したい。

注

(1) 『幕藩制の成立と近世の国制』（校倉書房、一九九〇年）第一部第一章「豊臣政権の『取次』の特質」、同第二章「豊臣政権の『指南』について」。以下前者を山本A、後者を山本Bと略記。

(2) 山本A五五頁。

(3) 山本B六九頁。ここでは、「指南」も「取次」とほぼ同様の存在とされている。

(4) 阿部勝則氏は従来の「五大老」・「五奉行」という呼称に疑義を提示し、「五人の御奉行衆」・「五人之年寄」と呼び変えている（『豊臣五大老・五奉行についての一考察』へ『史苑』第四九巻第二号、一九八九年）。首肯すべき見解であるが、「五奉行」のメンバーを「奉行衆」とする史料もあり、混乱が予想されるので、本稿では便宜的に前者を「大老」、後者を「年寄」と表記する。

(5) 山本A・B、とくに山本A五三頁。

(6) 初出時には、「最高級メンバー」、「公的な職制」という限定もなかった。なお、山本氏の定義そのものに対する本稿の見解については第三部参照。

(7) 「豊臣期関東における増田長盛の動向」（『関東近世史研究』第一七号、一九八四年）。

- (8) 「秀吉の国内統一過程における小西行長」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流上巻』(吉川弘文館、一九八八年))。
- (9) 山本A五六頁。山本B八二頁。
- (10) 山本B八二頁。
- (11) 山本B八〇、八一頁。
- (12) 「豊臣政権と国分」(『歴史学研究』第六四八号、一九九三年)。以下藤田Aと略記。藤田氏は、佐々成政については史料上の呼称を指摘している。また、田中誠二氏は後掲史料Cを吉川氏の「取次」の例として取り上げているものの、毛利氏すなわち「五大老」のもとにも「取次」が存在したといった点については言及していない(「藩からみた近世初期の幕藩関係」(『日本史研究』第三五六号、一九九二年))。なお、田中、山本両氏の相違する「取次」理解や、それらに対する本稿の見解については第三部参照。
- (13) 山本A二七頁。
- (14) 『大日本古文書 吉川家文書』九一六号。以下『吉』と略記。『吉』は、この文書を慶長五(一六〇〇)年九月のものとするが、家康を「大御所」としているの

で、同一〇年以降のものと推測される。なお、黒田長政は同八年に甲斐守を改め、筑前守に任じられている(川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『黒田家譜第一巻』(文献出版、一九八三年)一六頁、以下『黒』と略記)。

- (15) 山本A二四頁。

- (16) (天正一五(一五八七)年)六月二五日付秀吉朱印状(『大日本古文書 毛利家文書』九五五号。以下『毛』と略記)に「九州取次可相任事」とある(山本A二七、二八頁)。

- (17) 『吉』一五四号。

- (18) 注(19)参照。

- (19) 『吉』九一八号。史料中の「蜂彦右」は蜂須賀彦右衛門尉で、正勝を指すかと思われるが、正勝は天正一四年に死去しており、覚書の慶長一九年という書下年号と「近年」の文言から、子息家政であると判断される。「最初」という文言があるが、後述するように当初より家政は父正勝とともに「中国取次」であったと考えられる。

- (20) この経過については、藤田達生「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心

に―」（『日本史研究』第三四二号、一九九一年）参照。以下藤田Bと略記。

- (21) 以前より織田信長と毛利氏の間の連絡を担っていた安国寺恵瓊は、中国国分交渉中、さらには毛利氏が秀吉に服属したのちも、秀吉の意思・命令を毛利氏に伝達し、同氏よりの上申を秀吉に伝達していた。恵瓊については、秀吉から伊予で知行地を与えられて大名になったというのが通説であるが、その説には従えない。当期の恵瓊の動向、その性格については別稿を予定している。

- (22) (天正一二年) 正月五日付秀吉書状（蜂須賀正勝・黒田孝高宛）（『大日本古文書 小早川家文書』二七六号、以下『小』と略記）。（同年）一二月一八日付恵瓊・林就長連署状（佐世元嘉宛）（『毛』八五九号）。

- (23) (天正一〇年) 七月一七日付秀吉書状（毛利輝元宛）（『毛』三四七号）。

- (24) (天正一〇年) 七月一八日付秀吉書状（吉川元春宛）（『吉』五六四号）。

- (25) 『大日本史料 第十一編之二』一〇〇〜一〇三頁（蜂須賀文書）。

- (26) (天正一一年) 五月一五日付秀吉書状（小早川隆景宛）（『毛』九八〇号）。

- (27) 注(22) 『毛』八五九号。

- (28) 『宇野主水記』（近藤瓶城編輯・近藤主造校訂『改定史籍集覧第二十五冊新加

別記類第二』（近藤活版所、一九〇二年）所収）天正一一年七月一四日条。

- (29) 注(22) 『毛』八五九号。

- (30) (天正一一年) 一二月三日付秀吉書状写（蜂須賀正勝・黒田孝高宛）（『大日本史料 第十一編之五』三一八頁「黒田文書」）。

- (31) (天正一二年) 正月二日付秀吉書状（蜂須賀正勝・黒田孝高宛）（『小』二七八号）。

- (32) (天正一一年) 一二月一五日付恵瓊・林就長連署状（『毛』八六一号）。この文書は史料中の「鉢ひらき」などの表現から、恵瓊が作成したと考えられる。

- (33) 藤田B参照。

- (34) 注(31) 『小』二七八号。

- (35) 注(22) 『小』二七六号。

- (36) 山本A二五〜二六頁、五五〜五六頁。

- (37) (天正一三年) 正月一七日付黒田孝高・蜂須賀正勝連署状（井上春忠（隆景家臣）宛）『小』四三一号。

- (38) (天正一三年) 三月一七日付秀吉書状（小早川秀包宛）（『小』二七九号）。

- (39) (天正一三年) 三月一七日付秀吉書状〈小早川隆景宛〉(『小』二八〇号)。
- (40) この経過については、藤田B参照。
- (41) 藤田氏は、これ以後蜂須賀氏が長宗我部氏に対する「指南」としての役割を担った可能性が高いと指摘している(藤田B参照)。
- (42) 『小』二一六号。
- (43) 山口県文書館『萩藩閥閥録』(マツノ書店、一九九五年)第一巻、一八七頁、八六号。以下『閥』と略記。
- (44) 藤田A参照(藤田Bの説を修正)。
- (45) 注(37)『小』四三一号。
- (46) この経過については、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)第一章第二節「豊臣九州停戦令と国分」参照。
- (47) (天正一四年) 四月一〇日付秀吉朱印状〈小早川隆景・吉川元春・同元長宛〉(『吉』五六五号)。
- (48) (天正一四年) 四月一〇日付秀吉朱印状〈毛利輝元宛〉(『毛』九四九号)。
- (49) (天正一四年) 八月一二日付秀吉判物写〈黒田孝高・宮木堅甫宛〉(『黒』一

〇三頁)。本稿で採用する『黒』所収文書は、全て『黒田文書』所収文書の写とみられるものである(『黒』「黒田家譜所収古文書目録」参照)。なお、本部を『日本歴史』第五九一号(一九九七年)に発表した際には『毛』に従い宮木を豊盛としていたが、高木昭作監修・谷口克広編『織田信長家臣人名辞典』(吉川弘文館、一九九五年)の所見により堅甫と訂正した。

- (50) (天正一四年) 八月五日付秀吉朱印状(『毛』九五〇号)。
- (51) (天正一四年) 八月五日付秀吉朱印状写〈孝高・堅甫宛〉(『黒』一〇一頁)。
- (52) (天正一四年) 九月二五日付秀吉朱印状写(『黒』一〇六―一〇七頁)。(同年)一〇月三日付秀吉判物写(同一〇八―一一〇頁)。
- (53) (天正一四年、以下同様)一〇月一〇日付秀吉判物写(『黒』一一一―一一二頁)。一〇月一六日付秀吉判物写(同一一四頁)。十一月一三日付秀吉判物写(『黒』一一六頁)。十一月二三日付秀吉判物(『小』四〇五号)。十二月一日付日秀吉判物(『小』四〇六号)。十二月四日付秀吉判物写(『黒』一一八頁)。十二月二二日付秀吉判物写(同一二〇―一二二頁)。
- (54) (天正一四年)一〇月一四日付秀吉判物写(『黒』一一三頁)。(同年)一二

月晦日付秀吉朱印状写（『黒』一二五頁）。

(55) 『吉』六五一号。

(56) 史料Eとほぼ同内容の秀吉朱印状写（毛利氏家臣宛）が七例確認される（『閥』）。

(57) 『大日本古文書 熊谷家文書・三浦家文書・平賀家文書』所収の『平賀家文書』一七三号。

(58) 『閥』第二巻、四七一頁、二八号。

(59) 『黒』三五七頁。

(60) 天正一五年九月二日付毛利輝元自筆一字状（吉川経言宛）（『吉』六七六号）。

(61) （天正一五年）六月五日付毛利輝元書状（吉川経言宛）（『吉』六七七号）。

同日付毛利輝元書状（吉川元長宛）（『吉』六七八号）。

(62) 『毛』九五七号。

(63) 『吉』一一一号。

(64) 『吉』六九五号。

(65) 山本B七九頁。ただ、「指南」と大名服属後の「取次」が果たした役割の差異は判然としない部分が多い。

(66) 『黒』二四九・二五一頁。「三奉行」については、『黒』二三五頁参照。

(67) 注（21）参照。

(68) 加藤益幹「毛利氏天正末惣国検地について」（藤木久志編『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九八四年）所収）参照。

(69) 豊臣政権下、一族を圧迫して領国支配の集権化を推進した西国大名の一例として長宗我部氏があげられる。この点については、第一部参照。

(70) 田中誠二「毛利秀元論―萩藩初期政治史研究序説―」（『山口県地方史研究』第六二号、一九八九年）参照。

(71) 事情はことなるが、天正一八年当時、東国の諸大名への対応をめぐり、三成らの強硬派Ⅱ集権派と富田知信ら宥和派Ⅱ分権派の対立があったとされている。朝尾直弘『將軍権力の創出』（岩波書店、一九九四年）Ⅱ「豊臣政権論」参照。

第三部 徳川政權成立期における「取次」

第一章 問題の所在

第一節 従来の研究

関ヶ原合戦直後、豊臣政権の「大老」^①徳川家康のもとから次のような文書が発給される。
史料A (慶長五年) 九月晦日付井伊直政・本多忠勝・榊原康政連署覚書^②へ福島正則・

黒田長政宛

覚

- 一 薩摩へ之行付而、広島迄中納言可被致出勢候条、如 大閣様御置目、路次筋諸城へ番手可被入置事、
- 一 御家中年寄衆、質物可被出事、
- 一 輝元御内儀、如前々、当地上之御屋敷へ可有御移事、
- 一 薩摩御陳御先へ、輝元御自身可有御出陳事、
- 一 今度上衆質物、急可被返上事、

右之旨相済候上、^(毛利秀就)藤七郎殿へ対面可被申由候、以上、
(後略)

これは西軍の中心人物であった毛利輝元に対して家康の意思・命令を伝えた連署覚書である。従来、とくに注目を集めてきたのは「如 大閣様御置目」という文言であり、これについては朝尾直弘氏が「この戦中・戦後を通じ、家康の外様大名に対する統制は、依然として『太閤様御置目』を基準としていた」^③とし、高木昭作氏も「家康は、(中略)豊臣氏の公儀を反故同然に破り棄てながらも、なお最終的にはその公儀に依拠せざるを得なかった」^④と評している。両氏の見解に代表されるように、家康は合戦後も当面豊臣政権の「大老」としての立場から公儀^⑤を運営していくとみるのが通説である。その意味でこの史料は成立期徳川政権の性格を論ずる上できわめて重要な位置を占めてきた。

ところが、その宛所が毛利輝元本人ではなく黒田長政らである点についてはこれまでなぜか等閑に付されてきた。すなわち、このとき家康の意思・命令を毛利氏に伝えたのは黒田長政らであったにもかかわらず、何ゆえ彼らがそのような役割を果たしていたのかは検討されてこなかったのである。これは従来の研究が制度や法といったハード面を中心になされてきたことを象徴している^⑥。しかし、片桐且元の動向に注目して豊臣体制が崩壊して

いく過程を明らかにした曾根勇二氏の研究が示すように、特定個人すなわちソフト面に注目するという方法は当該期政治史を研究する場合、きわめて有効であろう。加えて、当該期に限らず、権力者の意思・命令がどのような人物をへて伝達されるのか、一方権力者への上申がどのような人物をへてなされるのかという問題は、政権の体制や性格を考える際、欠かせぬ要素である。

以上のような観点から当該期において注目されるのが、ほかでもない「取次」の存在であるが、この「取次」に着目した山本博文氏は、家康による公儀占拠の過程について「秀吉死後、家康は豊臣政権下での公的地位を利用して、従来の『取次』機構を活用しながら、一方で積極的に自己の側近によってその機能を果たさせようとした」「関ヶ原合戦での軍事的勝利の後、家康は従来の『取次』機構をまったく自己の側近によって占拠してしまった」という新視点を提示した。⁽⁷⁾

しかし、氏は豊臣政権の「大老」のもとには「取次」は存在せず、直接秀吉とつながっていたという見解をとったため、肝心の「大老」層がせつかくの視点から抜け落ちてしまふという自家撞着に陥った。

当該期政治史研究に新視点を導入した山本氏の研究は高く評価されるべきであるが、ま

ず「取次」を職制としている点で、次に家康と「大老」との関係が解明されていない点で、さらに「積極的に自己の側近によってその機能を果たさせようとした」「まったく自己の側近によって占拠してしまった」のごとく、家康側のイニシアティヴを自明のものと理解している点で、依然として多くの問題を残しているといえる。

これらの問題については、徹底した下（大名側）からの視角で「取次」を考察した田中誠二氏が「取次」を職制とする山本説を批判し、その中で大名側が「取次」を転換することもあった事実を指摘している。⁽⁸⁾しかし、田中氏の考察は関ヶ原合戦以降の「取次」を対象としているため、山本氏が重視する家康による公儀占拠の過程には関心が向けられていない。

そこで本部では、家康が最も対応に苦慮した「大老」であり、関ヶ原合戦においては西軍の中心として大坂入城まで果たした毛利氏を中心⁽⁹⁾に前記の諸問題を検討したいと考えるが、その際、具体的な問題関心を以下の点に向けたい。すなわち、毛利氏の動静を左右したとして従来より注目されてきた黒田長政と安国寺恵瓊がどのような立場、どのような論理にもとづいて行動していたのか、そして彼らが果たしていた機能は合戦後、どのような人物によって担われていくのか、これらの問題を検討することを通じて、徳川政権の成立

過程を議論するための有効な論点を提示することが本部の課題となる。冒頭に掲げた史料Aの宛所の史料の意義もその考察の過程で明らかにしていくことにしたい。

第二節 「取次」慣行

具体的な問題検討に先立って主に山本、田中両説をふまえて「取次」に対する本稿の理解を述べておきたい。

政治慣習を探るといふ観点から「取次」という語にはじめて注目した高木昭作氏は、浅野長政と伊達政宗の関係を示す史料より、長政は秀吉の「意思を取り次ぐ」という形式によって、政宗以下の諸大名を『指南』したのであった⁽¹¹⁾とし、「取次」という語を秀吉の意思を諸大名に取り次ぐ意と理解した。

さらに踏み込んだ「取次」論を展開した山本氏によれば、「取次」とは史料上「取次」と称され、「諸大名への命令伝達や個々の大名を服属させ後見するといった諸機能を果たし、かつそのような役割を公的に認められ期待される政権の最高級メンバー」であり、「取次」・「指南」は「単に『取次』の行為をしている人物を呼んだ言葉ではなく、豊臣政権

の公的な職制」であるとされる⁽¹²⁾。

これらに対し、一貫した下からの視角で「取次」を分析した田中氏は、「取次」とは「將軍（統一権力者）の側にあって、大名から將軍への仲介機能を果たす、特定年寄（老中）」とした上で、以下のような高木・山本説批判を展開している⁽¹³⁾。

まず、「取次」という語義については、次の例をあげて、「あくまで下から上へ『取り次ぐ』のが基本である」とする⁽¹⁴⁾。

史料B 慶長一九年一月一日付吉川広家覚書（抜粋）⁽¹⁵⁾

一大閣様へ中国より奉得御意候儀、最初黒如水・蜂彦右以御取次之筋目、万事得如水

御指南申候、然者、右兩人近年御奉行衆与半御座候二付而、我等身上之儀不達 上聞候事、

次に、「取次を大名の側が選び、依頼し、相手が請けて関係が成立する事例、取次に擬せられた側が請けない事例があること、また、大名の側が取次を乗り換えたり、取次に絶交を宣言したりする事例があること」は、「山本説にとってはアポリア」であるとする。

さらに、右の論点とかかわるが、大名・將軍間の「取次」以外にも「取次」という形式が、大名・「取次」間を仲介する旗本や大名をはじめとして、大名・天皇間、家臣・大名

間などにもみられることから「取次は制度ではなく慣習である」とし、その根底には知音関係があるとする。

田中説は概ね支持できるが、ただ氏自身も「上からの要素を無視してよいと考えているわけではない」としているように、氏が忠告であり命令ではないとする「指南」という行為によって「取次」が大名の行動を実際には統制していたのも事実である。また山本氏も「取次」の淵源を戦国期に形成されてきた外交方式と理解している点⁽¹⁶⁾、全く慣行に目配りしていないわけではない。そして、特定地域名を冠する「中国取次」⁽¹⁷⁾「九州取次」⁽¹⁸⁾といった史料上の表現からするなら、諸機構が未整備であった豊臣政権においてはこの「取次」の職制化が企図されていた側面は無視できないであろうし、「取次」が秀吉と大名の仲介を担うというのが政権の体制であったと主張することは許されよう。

ところで、山本・田中両氏ともに「取次」の事例としてあげる人物全てについて「取次」という史料上の所見を指摘しているわけではない。本稿の場合、第二部ではとくに「大老」のもとには存在しないとされていた「取次」を考察する関係もあり、まず史料上の「取次」という呼称をメルクマールに「取次」の存在を発見し、その人物が果たしていた役割を「取次」のそれとして確定することを試みた。その中で、「中国取次」であった黒田孝高の役

割として秀吉への「取成」、一方で毛利氏に対する「指南」を指摘した。後者については、山本氏が指摘する「指南」という存在との関連も重要であるが、史料Bにもあるように「指南」という行為は「取次」という存在の属性であると理解される。「取次」であるかどうかを判定する絶対のメルクマールは史料上の呼称にあると考えるが、第二部での成果をふまえるならば、統一権力者への「取成」と大名に対する「指南」を統一政権と大名間の「取次」という存在の属性とみなし、これらの行為をさしあたってのメルクマールとすることも許されよう。

以下、「取次は制度ではなく慣習」とみる田中説を補足するとともに「取次」という行為の特性についても触れておきたい。

史料C 永正一五(一五一八)年十一月七日付新右衛門尉売場売券⁽¹⁹⁾〈芥田五郎右衛門宛〉

永代売渡申 大村国分寺売場之事

(中略)

右件売場者、大村国分寺金屋より⁽²⁰⁾売徳仕候て、雖為新右衛門重代相伝之売場、依有要用、直銭二拾貫文仁同所五郎右衛門方仁、限永代売渡申所実也、但毎年市公事銭二百文宛、志方殿江納所候て、末代可有知行候、殊二当所村八郎兵衛取次候間、不可有相

違候、此上者、親類兄弟、況他人妨不可有候、若兎角申輩出来候者、任此支証旨、為公方、堅可有御罪科候、仍為後日、永代沽券状如件、

永正十五年寅ノ十一月七日

野里村

新右衛門尉（黒印）

当所

取次

八郎兵衛尉（黒印）

あく田氏 五郎右衛門殿

まいる

これは播磨の鑄物師が売場を売却した際に作成した売券である。まず差出書に注目すると、新右衛門尉と八郎兵衛尉が連署している。文中から明らかなように、前者は売主であるが、後者は「取次」と記されており、中世の商慣行における「取次」の存在が知られる。その果たしていた「取次」という行為は「殊ニ当所村八郎兵衛取次候間、不可有相違候」とあるように、単に当事者間にあって、第三者として仲介するというだけではなく、仲介したからにはその件については責任をもって保証するという特性も有しているのである。

以上のように武家社会だけではなく、商人社会にも「取次」は存在したのであり、それらは慣行であったとみられる。そして、このような存在を発生させた背景には、中世後期、公的な裁判制度が存在したにもかかわらず、紛争当事者が中人（仲人）と呼ばれる第三者に解決を委ね、調停により和解する「中人制」という慣行が一般的であった事実がある⁽²⁰⁾。

第二章 安国寺恵瓊と黒田長政の行動論理

慶長三（一五九八）年七月、嗣子秀頼の行く末を憂慮する秀吉は「大老」（徳川家康・前田利家・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）と「年寄」（石田三成・前田玄以・浅野長政・増田長盛・長束正家）による公儀運営の体制を制度化した⁽²¹⁾。本章では、この体制の崩壊から関ヶ原合戦に至る時期の政治史を毛利氏の動向を中心に再検討し、そこにみられる安国寺恵瓊と黒田長政の行動およびその論理を明らかにしたい⁽²²⁾。とくに長政の行動は「関ヶ原合戦の帰趨を決定する絶大な効果をもたらすことになった」と評されるほどのものであったが、これまでの研究では彼が、そして恵瓊がどのような立場、論理にもとづいて行動していたのかは明らかにされていない。

第二部で述べたように、秀吉存命中における豊臣政権と毛利氏間の命令下達・上申のルートには、恵瓊を介するものと「中国取次」であった黒田孝高（長政の父）を介するものが存在したのであるが、毛利氏の領国支配のありかたをめぐり恵瓊が毛利宗家の支配を強化しようとしていたのに対し、一方の孝高は吉川氏の独立性を支持していた。これが三成（第二節で述べるように孝高失脚後、毛利氏の「取次」になったとみられる）と孝高の確執にリンクするかたちで、石田三成―安国寺恵瓊・毛利宗家、黒田孝高―吉川氏という対立構図が形成されていたのである。本章では、この構図を念頭におき恵瓊と長政の行動論理を明らかにしたい。

第一節 安国寺恵瓊の行動とその論理

本節では恵瓊の行動およびその論理について考えてみたい。天正一〇（一五八二）年、織田氏の中国攻撃軍を指揮していた秀吉は備中高松城を挟み毛利氏と対峙した。劣勢の毛利側は恵瓊を介して講和を模索するが、そこに本能寺の変が勃発、秀吉は高松城講和を成立させ急速上京した。以後、秀吉と毛利氏間で割譲領域をめぐり中国国分交渉がもたれ、

同一三年正月に最終的決定をみた。⁽²⁴⁾毛利側の担当者として両者の連絡にあたるなかで秀吉の信頼を得た恵瓊は、毛利氏服属後に同氏が動員された軍事行動において秀吉の命令を下達する一方、同氏の戦況を注進するなどして、秀吉と同氏間の意思伝達を担った。このような行動は慶長三（一五九八）年正月二五日まで確認され、⁽²⁵⁾秀吉存命中においては一貫したものであったとみられる。

慶長三年八月一日に秀吉が死去すると、早くも「大老」と「年寄」による公儀運営の体制が崩壊する兆しがみえ始める。

史料D 慶長三年八月二八日付毛利輝元起請文前書案⁽²⁶⁾へ増田長盛・石田三成・長束正家・

前田玄以宛

敬白 起請文前書之事

大閣様御他界以後、秀頼様へ吾等事無二二可致御奉公覚悟候、自然世上為何動乱之

儀候。^{而、もし今度機成 御定候五人奉行之内、何も 秀頼様へ逆心ニハあらす候共、心／＼候て、増石、石治、徳吉、長束といたしかい申}共秀頼様御取立之衆と。胸を合、表裏無別心可遂馳走候、大閣様被 仰置候

~~~~~



ヤカラありハ、於五郎者、右四人衆と申談、有頼様へ御奉公之事、

辻、自今以後不可有忘却候、各半、於于時悪やうに申成候共、無隔心、互二申あらハ  
し、幾重も半よきやうに可申合候、若於此旨偽者、

安芸中納言

慶長三年八月廿八日

輝元

(増田長盛)  
増右

右けしたる分、はしめの

(石田三成)  
石治

案、かた付ハ治少より也、  
(三成)

(長束正家)  
長大

使安国寺

(前田玄以)  
徳善

桑田忠親氏はこの起請文前書案を「まず、輝元が案文を作り、恵瓊を使として遣わしたのを、三成が訂正したもの」と判断した上で、「この誓紙によれば、五奉行中の有力者である三成は、長政（浅野・津野注）の頼みがたいのを察し、しかも、五奉行制度の将来を憂慮した余りに、五人の年寄の一人である毛利輝元と提携し、秀吉の遺令を実施しよう」と力めたことがわかる」と述べている。<sup>(27)</sup>

宛所の下にある「はしめの案、かた付ハ治少より也」の「かた付」とは、本文の訂正部分が見せ消ち部分の右肩より施されているので、この訂正部分を指しているであろう。よって、桑田氏のいうように三成が訂正を加えたのは明らかである。ただ、案文の作成については、宛所の「増右」「石治」などが他の起請文やその案に比べて極端に薄礼である点からするなら、「はしめの案」自体も三成によって作成されたと考えた方がよい。すなわち「はしめの案、かた付ハ治少より也」は、「はしめの案」および「かた付」は「治少より也」と理解すべきである。

さて、その訂正部分には、もし「五人之奉行」のメンバーが「増右、石治、徳善、長大」



と対立したなら、輝元は「右四人衆」と「申談」じるとある。桑田氏はこの「五人之奉行」を本稿でいうところの「年寄」と判断し、「増右、石治、徳善、長大」と対立するのは浅野長政であるとみている。しかし、このように理解するためには、長盛・三成・玄以・正家・長政のうち誰かが、長盛・三成・玄以・正家と対立したなら、輝元は長盛・三成・玄以・正家と「申談」じると解釈しなくてはならず、文脈上あまりに不自然である。阿部勝則氏の研究をふまえるならば、<sup>(28)</sup>「五人之奉行」とは本稿でいうところの「大老」をさすと考えられ、また文脈上もそのように解釈するのが自然であろう。

すなわち、この史料Dは輝元以外の「大老」を仮想敵として、「大老」輝元と「年寄」四人との関係を強化したものであり、それは三成の意向によると考えられるのである。なお、この宛所に浅野長政が含まれていないのは、以前より三成らとの確執があったためとみられる。<sup>(29)</sup>

では、仮想敵とされたのは輝元以外の「大老」全員なのであろうか。慶長の役で捕虜となり、この頃伏見にいた朝鮮の朱子学者姜沆は『看羊録』の中で慶長三年当時の政治状況を次のように記している。<sup>(30)</sup>

慶長の役における目付<sup>(31)</sup>であった福原長堯が三成を通じて秀吉に諸部隊の失態を訴えたこ

とで、蜂須賀家政・黒田長政・藤堂高虎・加藤清正・早川長政・竹中重隆らが譴責された。早川・竹中の兩人が豊後に有していた領地は没収され、長堯に恩賞として与えられた。秀吉死後に帰還した加藤清正らは長堯を殺害しようと身構えたが、三成らの一党が長堯を擁護したので「それまでの党派間の対立はいよいよ激しくなった」。その党派とは、一方は家康を中心とする加藤清正・細川忠興・福島正則・黒田長政・蜂須賀家政・藤堂高虎・浅野長政・浅野幸長らのグループであり、他方は輝元を中心とする宇喜多秀家・小早川秀秋・石田三成・増田長盛・佐竹義宣・伊達政宗・最上義光・上杉景勝・長束正家・島津義弘・小西行長らのグループであった。以後も両派につく者は増加し、彼らが集まって謀議を凝らすさまはとても陰險なものであった<sup>(32)</sup>。

福原長堯の訴えとは、蔚山の戦い<sup>(32)</sup>に関するものとみられるが、この長堯報告で譴責された加藤清正らは帰還後、長堯と彼を擁護した三成らと対立したため、以前からあった党派間の対立はより深刻になったとある。

ここで輝元の党派に注目してみよう。「大老」では宇喜多秀家・上杉景勝が属し、前田利家・徳川家康が属していない。翌四年、秀吉の遺命によって秀頼に従い大坂に移った「大老」「年寄」らは、伏見に留まり政事を監督していた家康に対して、かねてより「御掟」<sup>(33)</sup>



に違反して福島氏・蜂須賀氏らと婚約を交わしていた件につき糾問使を送るなど両者間の確執が続いたが、そのような中、前田利家が病をおして家康を訪問し、家康も答礼として利家を見舞ったことで、利家と家康の和睦はなった。文脈からいって『看羊録』の記述は利家と家康の和睦以前の状況を示していることは明らかであるが、してみると、利家は大坂の「大老」「年寄」の中にあつては、当初より家康に妥協的であつたとみられる。このような理由で利家は輝元の党派に属していないのであろう。一方家康は対立党派の中心人物であるから属していないのは当然である。また、「年寄」については石田三成・増田長盛・長束正家が属し、浅野長政・前田玄以が属していない。このうち玄以の動向は不明だが、長政については既述のとおり、三成らとの確執が生じていたとみられるから、ここに属していないことは理解しやすい。

さて、この構成から想起されるのが前掲の史料Dである。宛所の三成・長盛・正家ら「年寄」は輝元の党派に属している。玄以が属していない理由は明らかでないが、少なくとも家康の党派に属していないことは確かである。一方、宛所になかった長政は家康の党派に属している。また、この史料Dは輝元以外の「大老」を仮想敵としていたが、「大老」では秀家・景勝が輝元の党派に属している点、加えて利家が消極的ながらも輝元側に近い点

を重視するなら、家康こそを仮想敵としていたと考えられよう。

史料Dは三成の意向で「年寄」四人と輝元が家康を仮想敵として関係を強化したことを示すとともに、「使安国寺」とあるように安国寺恵瓊が使者となつていたことを示している。その史料Dは三成が作成し、さらに訂正したとみられるので、恵瓊が幾度か三成と輝元の間を往復したことは間違いない。そして、のちにも確認する家康打倒計画にまつわる恵瓊の行動からするなら、やはりこの時も彼は三成ら「年寄」による公儀運営を望んでおり、三成の要請によって輝元に働きかけていたと考えられよう。

党派間の対立は慶長四年閏三月の「七将襲撃事件」により一気に表面化する<sup>(34)</sup>。家康と和睦して政情を安定させていた利家が同月三日に死去したこと(同日子息利長が「大老」となる)、政情は再び動揺しはじめた。同日夜、家康党派の黒田長政ら七将は三成殺害を計画したが、それを察知した三成は昵懇であつた佐竹義宣の助けで大坂から伏見の自宅に移り、同地に上った七将と対峙した<sup>(35)</sup>。この事態は家康の仲裁によって收拾されるが、姜沆はその経緯を次のように記している<sup>(36)</sup>。

七将が伏見に上り三成を攻めようとしたところ、輝元の参謀僧安国寺恵瓊は、輝元に説いて「関白や摂政は、ただ一人のみであります。人臣で富んでいる者も、公<sup>(37)</sup>を踰えること



はありません。戦ってどうしようか」と言った。輝元はこれに納得して恵瓊を家康のもとにやって説得させたと、家康も同意した。一方長束正家は三成の娘婿であったので、三成を説得して家康のもとへ行かせて謝罪させた。輝元らが遂に家康を推して盟主とし、伏見城に入居させた。三成は子息を家康の人質とし、家康は三成をその領地に退けた。また、福原長堯は事の張本人であったので、その領地は奪われ早川長政らに返された――。

これによれば、恵瓊が輝元を説いて和議斡旋を家康に要請させ、自らが使となって家康を説得する一方で、長束正家が三成を説得して家康に謝罪させ、問題の解決がはかられたことになる。家康と輝元の和睦協調によって「七将襲撃事件」は未遂に終わった。結果として家康は伏見城に入り、公儀運営の主導権を掌握したのに対し、一方の三成は公儀運営の場から退くことになったのである。<sup>(39)</sup> 次の史料はこの状況をよく示している。

史料E (慶長四年) 閏三月一九日付「五大老」連署状写(蜂須賀家政・黒田長政宛)  
朝鮮蔚山表後卷之仕合、今度様子聞届候之处、御目付衆言上之通、不相届儀と存候間、新儀之御代官所、如前々返付候、并豊後符内之城も、早川主馬<sup>(長政)</sup>二返付候様二申付候、然上者、於彼表其方非越度之段、歴然候間、可被得其意候、恐々謹言、

(後略)

長堯報告で譴責された黒田長政は蜂須賀家政とともに復権し、早川長政も姜沆の記すように知行を返還されたのである。家康党派の黒田長政らの復権は、家康が主導権を掌握したことをよく示している。ただし、史料Eの連署様式にもうかがえるように、家康はあくまで「大老」として公儀を運営しているのであり、家康と輝元の協調も秀頼への忠誠が前提となっている。<sup>(40)</sup> 先の恵瓊の「関白や摂政は、ただ一人のみであります」という言葉も、この状態を含意したものであろう。<sup>(41)</sup>

この「七将襲撃事件」における恵瓊の行動は一連のものと矛盾するかにみえるかもしれないが、自らが公儀運営者としての期待を寄せてきた三成の危機的状況を考慮すれば助命のために行動したと考えるべきであろう。またこの事件の結果、三成は公儀運営の場から退き、一方の家康は公儀運営の主導権を掌握したのであるが、「関白や摂政は、ただ一人のみであります」と恵瓊が語ったように、それはあくまで上に秀頼を戴く「大老」という立場においてであった。

同年の七、八月には家康を除く「大老」が相次いで領国に帰ったことで家康の主導権はより強固なものになっていったのであるが、<sup>(42)</sup> その家康による公儀運営には後述するような



諸問題があり、反徳川氏の氣運が高まりつつあった。その問題の一つである上杉氏討伐を契機として、三成は公儀運営の主導権を獲得するために家康打倒を計画した。

慶長五年六月、家康は上洛命令に従わない景勝を討伐すべく、伏見を出立した。<sup>(44)</sup> 対して三成は、家康東下は望むところで自分は佐和山より上坂するつもりであること、毛利輝元・宇喜多秀家らが無二の味方であることなどを景勝の重臣直江兼続に伝える一方で、大谷吉継・恵瓊と相謀り、大坂城の前田玄以・増田長盛・長束正家らを計画に参加させるとともに、恵瓊を通じて在国中の輝元にも出陣を求めた。<sup>(45)</sup> 要請を受けた輝元が大坂城に入った七月一七日、家康を弾劾する「内府ちかひの条々」<sup>(46)</sup>に加え、同時に家康打倒を諸大名に呼びかける秀家・輝元連署状および玄以・長盛・正家連署状も発給された。<sup>(47)</sup> その弾劾文は、「大老」「年寄」で誓紙に連判したにもかかわらず、幾許もなく「年寄」二人（浅野長政・石田三成）を追籠めたこと、加えて「大老」前田利長からも人質を取り追籠めたこと、さらに無罪の景勝を秀吉の置目に背き討伐しようとしていることなど全十三カ条にも及んだ。さらに大坂の諸将は、輝元・長盛らが大坂城で秀頼を補佐し、秀家・三成・正家らは濃尾方面で家康の出方をうかがうこと、そしてもし家康が西上したなら輝元が出陣して全軍を指揮することを申し合わせた。<sup>(48)</sup>

このように恵瓊は家康打倒計画に参画して輝元に上坂を要請しているので、恵瓊が積極的に三成ら「年寄」による公儀運営を望んでいたことは明らかである。また、輝元がこの恵瓊の要請にこたえて上坂したうえ、家康打倒を諸大名に呼びかける連署状まで発給している事実は、輝元自身も三成ら「年寄」による公儀運営を望んでいたことを明瞭に示している。

以上のように、「七将襲撃事件」を契機として家康が公儀運営の主導権を掌握する以前、そしてそれ以後も恵瓊は公儀を三成ら「年寄」が運営することを望んでいたのであるから、恵瓊にとっては三成ら「年寄」の決定こそが公儀の意思であるべきだったのである。その恵瓊が秀吉存命中においては秀吉と毛利氏間の、すなわち公儀と毛利氏間の意思伝達を担っていた事実をふまえるならば、彼は秀吉死後もそれ以前と同様に公儀と毛利氏間の意思伝達を担うという立場にもとづいて行動していたと考えられる。つまり、秀吉死去から関ヶ原合戦に至る時期における恵瓊の行動は公儀と毛利氏間の意思伝達者であるという論理において一貫するものであったと考えられるのである。だからこそ、輝元も恵瓊を介した三成らの要請にこたえたのであろう。では、何ゆえ恵瓊や輝元は三成らによる公儀運営を望んでいたのであろうか。それは第二部で明らかにしたように三成が恵瓊と同じく毛利宗家



の支配強化を推進しようとする立場にあったからであろう。また、恵瓊や輝元が三成ら「年寄」の決定を公儀の意思であると認識していた理由としては、三成ら「年寄」による公儀運営を望んでいたことに加え、次節で詳述するよう三成が孝高失脚後に毛利氏の「取次」になっていたという事情がある。

## 第二節 黒田長政の行動とその論理

本節では黒田長政の行動およびその論理について考えてみたい。はじめに七月一七日以降の毛利勢の動向を追ってみよう。まず家康の拠点伏見城を攻略した毛利秀元・吉川広家は恵瓊・長束正家とともに伊勢へ進み、そこで長宗我部盛親らと合流したのち、富田信高の安濃津城を攻略した<sup>(51)</sup>。以後、隊は美濃方面へ移動したらしく、九月七日には関ヶ原東南の南宮山に駐屯し<sup>(52)</sup>、合戦当日も秀元は南宮山に、恵瓊・正家も南宮山の岡ヶ鼻に、盛親はその東南端の栗原山に陣していた。そして、これらの北方に広家が陣したのである。西北の関ヶ原で戦闘が開始されると恵瓊・正家は秀元とともに進撃しようとしたが、前隊の広家が不動を決めこんだため、後方の盛親とともに戦いを傍観するのみであった<sup>(53)</sup>。敵の背

後をつける好位置にあった諸部隊のこのような不参戦が勝敗を決したことは周知のとおりである。

吉川広家が不動を決めこんだ背景には、家康と内通していたという事情があったのである。その内通を仲介したのが黒田長政であった事実はよく知られている。この長政の行動は「関ヶ原合戦の帰趨を決定する絶大な効果をもたらすことになった<sup>(54)</sup>」と評されるほどのものであったが、これまでの研究では彼がどのような立場、どのような論理にもとづいて行動していたのかは明らかにされていない。そこで、まずはその内通がどのようなものであったのかを再検討してみたい<sup>(55)</sup>。

出雲を発ち、七月一三日明石に到着した広家は恵瓊からの飛脚に接した。それは、恵瓊が佐和山で三成・吉継とあることを相談した上で今は帰坂しているので、広家も早々に上坂せよという由であった。同日中に上坂して恵瓊と会見した広家は、恵瓊らが家康打倒を計画し、さらに増田長盛らもそれに同意していること、恵瓊が輝元に上洛を急ぐよう求めるつもりであることを知る。諫める広家に対し恵瓊は既に西の丸に毛利勢を入れる手筈になっていると主張するなど、両者の意見は平行線を辿る。この間にも輝元が上坂するという情報が入り、広家は梶杜元縁を広島に下してこれを止めようとしたが、結局輝元は一六



日に上坂してしまふ。しかし、広家は上坂した時から大坂の木津留守居らとともに、輝元の不関与を家康に認めてもらおうと画策していたのである。留守居の穴戸元統・熊谷元直・益田元祥は、輝元の不関与を訴える七月一三日付連署状<sup>(56)</sup>へ榊原康政・本多正信・永井白元宛を、広家も同趣旨の翌一四日付書状<sup>(57)</sup>へ榊原康政宛を作成していた。ところが、元統が両書を送ろうとしたその時、輝元が上坂してしまいこの画策は断念された<sup>(58)</sup>。それでもなお広家は家康東下に從っていた黒田長政を仲介に画策する。その経過を次の二つの書状からみてみよう。

史料 F (慶長五年) 八月一七日付黒田長政書状<sup>(59)</sup>へ吉川広家宛  
已上

拙者為御見舞、態御使札忝存候、とても遠方は迄御返かたく候間、御内意之通、<sup>(60)</sup>内府公へ申上候へは、拙者所へ被成御書候間、則御使二懸御目候、本書此方二と、め申候、随而今度之一義、輝元義ハ被成御存知間敷候、安国寺一人之才覚と内府公も被思召候、然上者、輝元へ御内儀能々被仰入、内府公御入魂ニ成候様に、御才覚専用ニ存候、貴様次第、此方之義ハ拙者相調可申候、御弓矢此方勝手ニ罷成候てハ、さ様之儀も調かね可申候条、まへかと無御油断御分別尤ニ存候、是は連々互不存如在義候条、

申入候、猶此使者口上ニ申添候間、能々可被聞召候、恐惶謹言、

(中略)

(押紙) 此書状、使者関所を通候二付、濃々二切さき笠の緒ニえり込取帰申候故損申候、使者服部治兵衛、

史料 G (慶長五年) 八月八日付徳川家康書状<sup>(60)</sup>へ黒田長政宛

從吉川殿之書状、具令披見候、御断之段、一々令得其意候、輝元如兄弟申合候間、不審存候処、無御存知儀共之由承、致満足候、此節候之間、能様被仰遣、尤候、恐々謹言、

(中略)

(押紙) 此 御内書使者関所を通候付而、帶之内え縫込取帰候二付、にしみ有之候故、後年ニ至洗候而損申候、使者服部治兵衛、

まず、広家は長政に「御使札」(「從吉川殿之書状」)を送り、輝元が計画に関与していないこと、加えて恵瓊一人の計略であることを家康に訴えてくれるよう依頼した。その「御使札」を受け取った長政はそれを家康に送る。それを披見した家康は「無御存知儀共之由承、致満足候」と輝元の不関与を了解し<sup>(61)</sup>、その由を広家に伝えるよう長政に指示する



史料Gを発給した。そしてこれを受け取った長政は家康が了解したことを知らせる史料Fをしたためたのである。その中で長政は、広家の要請があれば輝元と家康の間を取り持つべく尽力するとも述べている。現実には毛利勢は明らかに反家康の軍事行動をとっているであり、両書状に付された押紙はこのような状況下で行われた画策の緊迫感をよく物語っている。史料Fには史料Gを長政のもとに留め置くところあり、かつ裏に史料Gと同文の写が存在していることから明らかなように、当初史料Gは広家には送られない予定だったのである。しかし、両書状の押紙によれば使者服部治兵衛が史料Gは帯に縫い込み、史料Fは笠の緒に縫い込んで、関所をかいぐり広家にもたらししたことが知られる。

以後も広家らの画策は続いた。

史料H 慶長五年九月一四日付井伊直政・本多忠勝連署起請文<sup>(62)</sup>へ吉川広家・福原広俊（毛利氏重臣）宛

起請文前書事

一対輝元、聊以<sup>(家康)</sup>内府御如在有間敷候事、

一御兩人別而被対内府御忠節上者、以来内府御如在被存間敷候事、

一御忠節相究候者、内府直之墨付、輝元へ取候而可進之候事、付、御分国之事、不及申、如只今相違有間敷候事、

（後略）

家康は輝元に対して「如在」ないこと、加えて現に忠節を尽くしている（西軍に加担しないと申し出ている）<sup>(63)</sup>広家・広俊に対しても同様であること、さらには兩人の忠節が明白となったら家康自身の墨付を輝元に与え、現状どおり輝元身上を安堵することを保証している。

この文書は家康家臣の井伊直政・本多忠勝によって発給されているが、それでは、この時広家らは直接彼らと交渉したのであろうか。じつは同日付で史料Hを保証する福島正則・黒田長政連署起請文<sup>(64)</sup>へ広家・広俊宛が発給されている。これは「羽柴左衛門尉大夫同前二清紙候事」とあるので、長政が作成したことは明らかで、今回も長政が仲介の労をとっていたとみられる。

以上のように、吉川広家と家康の内通を仲介したのは黒田長政であったのだが、ここで以下の点に留意しておきたい。第一に、明らかに毛利勢が反徳川氏の軍事行動をとっていたにもかかわらず広家らが長政に仲介を依頼したという点、第二に、そのような事実があったにもかかわらず、長政による仲介が成功したという点である。

ここで、三成、黒田父子、広家、輝元らの関係を検討し、個々の公儀運営に関する思惑



を考えてみたい。まず三成と広家の関係であるが、史料Bとして一部を引用した広家覚書は「対石治少我等所存之事」と題されており、主に三成に対する広家の不満が述べられている。その内容をまとめると以下のとおりである。

- ① 秀吉が広家に与えた出雲・伯耆の知行地を、秀吉死後、毛利秀元に渡すよう命じた。
  - ② 広家の娘が五年間、伏見にいたにもかかわらず、秀吉に「御目見」できなかったのは、三成が時機をみて計らうとしつつ、徒に時を過ごしたためである。
  - ③ 伏見の広家邸への秀吉「御成」を五年間三成に依頼しつづけたのに、成就しなかった。
  - ④ 秀吉逝去の際、諸大名に「御遺物」が下されたが、広家はそれを知らず、ある筋から情報を得て、三成に問い合わせたところ、三成は失念していたとして、その時初めて広家は太刀を拝領した。
  - ⑤ 毛利氏などが秀吉の御意を得る場合、黒田孝高・蜂須賀家政が「取次」となり、その筋目にもとづいて孝高が万事を「指南」していた。しかし、近年、両人と「御奉行衆」(三成ら)との確執があったため(「兩人近年御奉行衆与半御座候ニ付而」)、広家に関することは「不達 上聞」という事態になってしまった。
- はじめに⑤に注目してみると、「不達 上聞」という事態の原因は、黒田孝高・蜂須賀

家政と三成ら「御奉行衆」との確執に求められている。文禄二(一五九三)年頃孝高が石田三成・増田長盛・大谷吉継らとの対立によって秀吉と対面できなくなったことからするなら、三成らのことをさしていると判断される。そして「不達 上聞」とは、具体的には②③のことをいっているものであり、広家の三成に対する並々ならぬ遺恨がうかがえる。

このような対立関係がみられるのであるが、広家が三成に依頼していた②③の件は、本来「取次」が仲介してくれる事項であろう。してみると、黒田孝高らが三成らとの確執により失脚して以降、三成が毛利氏の「取次」になっていたとは考えられないであろうか。とくに①にある広家領の問題<sup>(66)</sup>に関しては、秀吉の遺命であるとして慶長四年正月に石田三成・増田長盛が広家領である出雲・伯耆・隠岐などを秀元領とするよう輝元・秀元に指示しており<sup>(67)</sup>、この指示をうけた輝元は「増田右衛門尉殿 石田治部少輔殿得指南如此候」としているのである。広家が三成に依頼していた件や、三成の輝元に対する「指南」といった行為からするならば、三成は毛利氏の「取次」になっていたとみられる。そして、慶長三年八月一日の段階で秀吉が「出雲・石見銀子山被相除之」を秀元領とするよう命じていたにもかかわらず<sup>(69)</sup>、前記のように石見にかわり伯耆・隠岐が加わりほぼ広家領が秀元領になる方向に変更されたのは、①にあるよう三成の意向によるとみられる。事実、広家の抵



抗もあり三成らが「指南」した案は実現せず、翌四年六月に広家領ではなく長門など一七万石余を秀元領とすることで決着しているのであるが、この間に「七将襲撃事件」を契機として三成が失脚する一方で、家康が公儀運営の主導権を掌握しているのである。以上のような経緯をふまえるならば、広家が三成ら「年寄」による公儀運営を拒絶し、家康によるそれを支持していたと考えられる。

次に、黒田父子と三成の関係であるが、父孝高は先にみたとおりであり、子息長政についても、三成が福原長堯報告を秀吉に伝えたことで譴責され、さらに「七将襲撃事件」にも参加しているの、父子ともに三成と対立していたことは明らかである。三成とこのような関係にあった黒田父子は、長政が家康の党派に属し、加えて家康が公儀運営の主導権を掌握したことにより復権し、さらには家康東下に従軍した事実からするならば、ともに家康による公儀運営を強く望んでいたと考えられる。

ならば、広家と黒田父子はどのような関係にあったのであろうか。広家は長政に、輝元が家康打倒計画に關与していないことを家康へ訴えてくれるよう依頼したが、その理由を「私儀者、如水已来黒甲州累年懇切二候間」と述べている。広家はかつて出雲・伯耆などが自身の知行分として認可されるよう尽力してくれた「取次」孝高と、そしてその子息長

政とも良好な関係を保っていたのである。自身も三成に並々ならぬ遺恨をもつ広家が、三成と対立関係にあった黒田父子と良好な関係を保ち、さらに長政を頼って家康に通じていた事実からするならば、広家が三成ら「年寄」による公儀運営を拒絶し、家康によるそれを支持していたことは確かであろう。

では、黒田父子と毛利当主の輝元はどのような関係にあったのであろうか。戦後処理の終わった慶長五年一月の輝元起請文前書案へ黒田孝高・長政宛には、「先年如水別而雖申談候、和譏之子細候而、近年申隔候」とあり、孝高と輝元の関係がかつては「取次」と大名のそれとして良好だったのだが、譏言により近年は疎遠になっていたことが知られる。輝元が家康による公儀運営を望む黒田父子と疎遠になっていた事実は、輝元自身が三成ら「年寄」による公儀運営を望んでいたという先に述べた見解をより確かなものにするであろう。

以上のような個々の関係や、公儀運営に関する思惑があったことをふまえて、黒田長政の行動論理を考えてみたい。広家が長政を頼った理由は、先にみたように「私儀者、如水已来黒甲州累年懇切二候間」というものであったが、これだけでは長政の行動を十分には理解できない。そこで、広家が述べるもう一つの理由を検討してみたい。



史料Ⅰ 年月日未詳広家自筆覚書案（抜粋）

一 太閤様御時、黒田如水<sup>（黒田如水）</sup>ハ中国取次候故、以其手筋、右之段少<sup>（マコ）</sup>もを黒筑州へ<sup>（黒田長政）</sup>以飛脚  
 申遣候へハ、其返事ニ<sup>（家康）</sup>大御所様御書相添、甲州より飛脚被指返、于今所持候事、  
 広家は孝高がかつて「中国取次」であつたので、その関係によつて長政を頼り輝元の不  
 関与を家康に訴えたと述べている。孝高が「取次」の役割を果たせなくなったのは三成と  
 対立したためであつたが、その孝高にかわつて「取次」になつたとみられる三成は「七将  
 襲撃事件」を契機に失脚してしまい、一方で家康の主導権掌握によつて、かつて三成のた  
 めに譴責されていた長政は復権した。この経緯からするなら、広家が孝高の後継者たる長  
 政に「取次」としての役割を期待するのはごく自然であらう。黒田側の史料も広家が長政  
 に仲介を依頼した理由を「秀吉公の時、毛利家のために元春・隆景より孝高の取次をたの  
 ミ、殊に元春の長子元長死去の時、孝高の取成にて広家兄元長の家を相続せしかば、<sup>（カキ）</sup>旁由  
 緒有て長政にもかねてより交を通ぜり」としており、やはり長政の父孝高が「取次」であつ  
 たことに理由を求めている。家康による公儀運営を望む広家にしてみれば、現に主導権を  
 掌握している家康の決定こそが公儀の意思であるべきなのであり、その公儀と毛利氏間の  
 意思伝達は「取次」が担うべきであるという論理で長政を頼つたのである。

しかし、一方の「取次」として期待された長政の仲介が「取次」という立場にもとづく  
 ものなのかが、すなわち長政の行動論理が今一つ鮮明にはなっていないという批判もある  
 う。そこで、先に第一の留意点、すなわち明らかに毛利勢が反徳川氏の軍事行動をとつて  
 いたにもかかわらず広家らが長政に仲介を依頼したという点を検討することで、当該期の  
 武家社会において「取次」に求められる行動を考え、長政の行動がまさに「取次」という  
 立場にふさわしいものであつたことを示したい。

史料Ⅱ（慶長五年）四月一四日付直江兼続書状写（西笑承兌宛）（抜粋）

榊式太ハ景勝表向の取次にて候、然ハ景勝逆心歴然に候とも、一応及異見候てこそ侍  
 の筋目、又ハ内府様御為にも可罷成の処、（後略）

これは上杉景勝の重臣直江兼続が西笑承兌に送ったいわゆる直江状の一部である。榊原  
 康政が上杉氏の「取次」であつたとする点は興味深いが、真偽定かでない文書なので、こ  
 れが事実かどうかは再検討を要するであらう。むしろ注目されるのは、たとえ家康に対す  
 る大名の逆心が歴然としていても、「取次」ならば一応大名に異見するのが筋目である、  
 そしてそれは家康のためでもある、としている点である。偽文書ではあつても、このよう  
 な記述をわざわざ創作したとは考えられず、むしろ当時の武家社会における通念を直接反



映しているとみて間違いなからう。「取次」はたとえ逆心が明らかであっても大名のために、そして権力者のために異見して事態を收拾することが求められていたのである。そのような通念があったればこそ、広家は「取次」として期待する長政に仲介を依頼したのである。そして、長政が「輝元へ御内儀能々被仰入、内府公御入魂二成候様に、御才覚専用ニ存候」(史料F)と広家に異見しつつ、毛利氏そして家康のために仲介の労をとったのは、まさに「取次」という立場にふさわしい行動だったのである。よって、長政の行動は、当該期の武家社会における通念に支えられた「取次」であるという論理にもとづくものであったと考えられるのである。

ところで、そのように事態が收拾されるためには、権力者が歴然としている大名の逆心に目をつぶる必要がある。これは第二の留意点、すなわち毛利勢が明らかに反徳川氏の軍事行動をとっていたにもかかわらず、長政による仲介が成功したという点にかかわる。一見、不可解なこの史実を理解するにあたり、「取次」が大名の動静すべてではなく取捨選択して秀吉に報告していたとみる山本氏の以下のような指摘は重要である。<sup>(76)</sup>

「取次」によって隠された情報は、必ずしも秀吉が知らなかったとは限らず、「取次」から正式に報告されないことによって、それを知らないふりをすることができたとい

う事情があった場合が考えられるのである。これは、建前を押し通すと政治的な困難に突き当たるような場合、好んで取られた手段であったのであろう。

この指摘を前提にした場合、長政による仲介とそれへの家康の対応は以下のようなものであったと推測される。長政は広家書状を家康に送る際、「内府ちかひの条々」発給と同時に輝元が家康打倒を呼びかける連署状を諸大名に発給した事実などには意図的に触れなかった。またその事実を当然知っている家康も知らないふりをして広家の主張を「無御存知儀共之由承、致満足候」と了解した。この時、もし家康が建前を押し通した場合、すなわち毛利勢の軍事行動は安国寺恵瓊一人の計略ではなく輝元も関与しているという事実にもとづき仲介を拒否した場合、毛利氏との全面衝突は回避できず、関ヶ原合戦も史実のようには展開しなかったであろうし、そうなれば当然家康の覇権も確立されなかったであろう。そのような事態を回避するために家康は、長政の仲介を受け入れたものとみられる。長政による仲介は輝元が計画に関与しているという事実を、いわば「公然たる秘密」にすることによって成功したとみられるのである。一見、不可解な長政による仲介の成功も、以上のような推測が許されれば、スムーズに理解できる。

安国寺恵瓊と黒田長政はともに、公儀と大名間の意思伝達者であるという論理にもとづ



いて、とくに長政は「取次」であるという論理にもとづいて行動していたのである。前者は三成ら「年寄」による、後者は家康による公儀運営を望んでいたと考えられ、各々対置するかたちで三成と毛利氏、家康と毛利氏を連結していたのであろう。そして、毛利氏内部においても当主輝元は前者を、一門広家は後者を、公儀と大名を結ぶ存在であると認識していたと考えられるのである。

### 第三章 「取次」役の変遷

本章では、関ヶ原合戦後の政治史を毛利氏の動向を中心に再検討することで、冒頭に掲げた史料Aの宛所が何ゆえ黒田長政らになっているのかという問題を解決し、当時の家康の政治的立場を考えてみたい。さらに、その状況のもとで家康と毛利氏間に介在した人物がどう変遷していくのかを明らかにした上で、「取次」役が権力者との関係においてどのような人物なのかといった点に注目して、「取次」役の変遷を概観してみたい。

#### 第一節 戦後処理

関ヶ原合戦は東軍の勝利に終わり、西軍の首謀者とされた三成と惠瓊はともに六条河原で処刑された。では、西軍の中心として大坂入城までしながら、史料Hで現状どおりの身上を保証されていた輝元をめぐる状況はどのように展開したのであろうか。

合戦の二日後、福島正則・黒田長政は大坂城の輝元に広家・福原広俊の画策を報じるとともに、家康が輝元に対して「如在」のないことを伝えた。<sup>(77)</sup>これに対して輝元は次のように対応している。

史料K (慶長五年) 九月一九日付輝元書状案へ正則・長政宛<sup>(78)</sup>

御札拝見候、於今度先手、吉川・福原以下、得御意候処、以御肝煎、<sup>(家康)</sup>内府公別而御懇意之段、忝候、殊分國中不可有相違之通、預御誓紙、<sup>(増田長政)</sup>安堵此事候、<sup>(前田玄以)</sup>増右・徳善申談候条、一具御取成肝要候、猶兩人可得御意候、恐々、

(後略)

まず、輝元は長政らの「御肝煎」に感謝し、領国の現状維持を保証する起請文を受け取り安堵したと述べているので、この時史料Hと、恐らくは史料Hを保証する同日付正則・長政連署起請文へ広家・広俊宛<sup>(79)</sup>が輝元のもとに届けられたとみられる。続けて輝元は、



増田長盛・前田玄以と「申談」じているので、家康への「御取成」を頼むと述べているが、この「申談」とは大坂開城に関する相談であろう。

九月二五日には池田輝政・福島正則・黒田長政・浅野幸長・藤堂高虎らが輝元への支持を表明した起請文が届けられ、これを受けて同日輝元は開城して木津の屋敷に移っている。その輝元の進退について、長政は井伊直政と相談して自分が責任をもって引き受けると広家に誓っており、事実冒頭の史料Aが発給された九月晦日の朝に長政、正則が家康と折衝した結果、輝元身上の安堵が決定され、詳細は翌朝正則の屋敷で伝える運びとなった。長政らの尽力で輝元は窮地を脱したかにみえた。

ところが、事態は急変してゆくのである。

史料L (慶長五年) 一〇月二日付長政起請文案(84) (広家宛) (抜粋)

一輝元御身上之儀(85) 羽左(86)申談、涯分候つれ共、奉行共御一味候而、西丸御移、諸方同通之廻状数々、中納言殿御判儘二候上、猶又四国へ人数被差渡候到来、旁以不及是非儀共二候、

一キ所様御律儀之事者、井伊(87)御前之御取成共、無残所候、中国之内二而、為押一二国之間、御方様へ可被下之旨、御議定之由候、此上者内府様御直之御墨付取候而、

可進之由、井兵少堅請かゝり被申候、

長政は正則とともにこれまで輝元身上について精一杯尽力してきたが、輝元が「年寄」と共謀の上で西の丸に入ったこと、各方面に遣わした「同通」(内通のことであろう)の廻状が多数みつき、しかもその廻状には輝元自身の花押が署されていたこと、さらに四国へ出兵する旨の書状があったこと、等の事実が発覚したのである。輝元の計画関与はもはや「公然たる秘密」ではなくなったのであり、長政も万策尽きたというわけである。ただし、広家については当初よりの行動が認められ、直政の尽力で中国のうち一、二か国が与えられることになった。これに対して、広家はすぐさま正則・長政に「此度之儀、輝元心底より出不申儀、安国寺調義を以、奉行衆(三成ら「年寄」・津野注)任申分、西丸罷上、対秀頼様御忠儀之様二相心得候段者、輝元心底ねれたる分別無御座候之故」と計画の首謀者はあくまで三成ら「年寄」と、その仲介をした恵瓊であると主張し、輝元については熟慮断行ではなかったのだと訴えた。その上で、広家は「毛利と申名字計成共御立置被下候所、御氣遣頼存迄二御座候」と毛利氏存続のために尽力してくれるよう嘆願している。この広家の嘆願と長政らの尽力の結果、輝元・秀就父子は一〇月一〇日に防長二か国を安堵された。



さて、慶長五（一六〇〇）年九月二五日の大坂開城に際して、池田輝政・福島正則・黒田長政・浅野幸長・藤堂高虎らは輝元宛に連署起請文を発給しており、高木昭作氏が指摘するように彼らが家康の毛利氏に対する戦後処理において介在したのは事実である<sup>(87)</sup>。しかし、この前後において輝政・幸長・高虎が両者を結ぶといった行動は確認されない<sup>(88)</sup>。一方、長政・正則については既に検討したとおりで、この九月二五日以前からその行動が確認されるのである。輝政らは大坂開城という、戦後処理でもとくに緊迫した場面において家康側の提示条件を再度確認してより実効性を高めるために、以前から両者間を仲介していた長政・正則に加わったと考えられる。この両人のうちでも中心的役割を果たしていたのは、「取次」としての論理で行動していた長政であった。

さて、「大閤様御置目」を基準に号令するという論理にふさわしい、言いかえれば、大名側の反感を誘発する危惧の最も少ない意思伝達法とはどのようなものであろうか。それは当然、従来の豊臣政権における意思伝達法ということになる。とすると、それは毛利氏の場合、恵瓊が失脚した以上、「取次」を介する方法以外にはありえない。そして、「取次」になっていたとみられる三成も失脚した今、「取次」として最適なのは、かつて父孝高が「取次」であったという理由で既に「取次」として行動していた黒田長政その人で

あったろう。それゆえ、史料Aの宛所は長政になっているのであり、家康の意思・命令を毛利氏に伝える役割を果たしているのである。なお、もう一人の正則については、新たな毛利氏の「取次」として期待されていたのではないかという試案を提示しておきたい。

以上をふまえた上で、あらためて史料Aをながめると、従来とくに注目を集めてきた「如大閤様御置目」という文言もさることながら、その宛所も当時家康がおかれていた政治的立場を、すなわち合戦後も当面はあくまで豊臣政権の「大老」として公儀を運営していくという政治的立場をはしなくも物語っていることがわかる。

## 第二節 「取次」役の変遷

では、長政らは以後も「取次」として存在するのであろうか。慶長五年十一月に輝元、秀元、広家・毛利氏重臣はそれぞれ黒田父子に対して起請文を送り、今回の処置における「御肝煎」を謝している<sup>(89)</sup>。その輝元の起請文は以下のようなものであった。

史料M（慶長五年十一月一六日付）輝元起請文前書案（孝高・長政宛）（抜粋）

一先年如<sup>(孝高)</sup>水別而雖申談候、和讓之子細候而、近年申隔候、於向後之儀者、虚説等於有



之者、互遂糺明、表裏無別心可申談事、

一宰相事、下関相抱候条、豊前之物主とハ不申談、貴所無御等閑可得御意之通、堅申聞、即宰相以誓紙申入候事、

前半では、讒言により近年疎遠になっていた孝高との関係修復が謳われている。後半では、秀元領の下関と黒田氏が入部する筑前とは隣国<sup>(90)</sup>なので、秀元に黒田父子と等閑なきよう申し付けた旨が述べられている。ここで注目されるのは、輝元が秀元に「豊前之物主」すなわちもう一つの隣国豊前に入部する細川忠興とは「申談」じないよう申し付けている点である。細川氏も黒田氏と同様に豊臣系大名、つまり家康にとっては外様大名である。毛利氏が黒田氏と良好な関係を構築しようとしたのは単に豊臣系大名だからというのではなく、まさに「取次」であるという認識にもとづいていたことがこの点からも明らかにできるのである。これをうけた長政は「御知行なと之儀者、前かとの首尾於相違仕者、拙者内にて成共、可進之置心中候条、御氣遣被成間敷候」と知行を保証しているが、対象大名のためには自腹を切ることも辞さないという態度も、すなわち仲介したからにはその件については責任をもって保証するという態度も「取次」にふさわしいものといえよう。ところが、長政と毛利氏の交流はこのあたりを最後にとだえたようである。

では、これ以後どのような人物が「取次」となるのであろうか。慶長五（一六〇〇）年以降における毛利氏の「取次」を考察した田中誠二氏によれば、以下のような変遷をたどるとい<sup>(92)</sup>う。

① 慶長五年の時点で毛利氏が井伊直政に「取次」を依頼したが、直政はこれをうけなかった。

② 慶長六年ゝ元和元（一六一五）年、本多正信・本多正純（家康の大御所時代になってからは、家康―正純、秀忠―正信）。

③ 元和二年ゝ寛永八（一六三一）年、秀忠―土井利勝。

④ 寛永九年ゝ同一五年、家光―土井利勝。

⑤ 寛永一六年ゝ寛文二（一六六二）年、家光―松平信綱。

まず注目されるのは、「取次」長政と毛利氏の交流が保たれている時期にみられる、①の動きである。

史料N 慶長五年十一月五日付輝元起請文案<sup>(93)</sup>（井伊直政宛）

敬白天罰起請文前書之事

一今度之儀、以御取成身上相澄候段、過分至極二候、殊<sup>(家康)</sup>内府様御誓紙被下候儀、身



二余忝候、於子々孫々忘存間敷事、

一以来之儀、諸事頼存外無他候之条、無御隔心可預御指南事、

一向後抜公事表裏別心不可在之候、自然虚説等於在之者、可預御尋事、

一对拙者、向後 内府様弥無御氣遣御座候之様二、何分二も貴所御指図次第二可仕候間、御差引頼存候事、

一隱蜜子細被 仰聞儀、少も不可致他言候事、

(後略)

ここで、輝元は今回の処置にあたり直政が家康に「御取成」をしてくれたこと、殊に家康から周防・長門を安堵する起請文<sup>(94)</sup>を与えられた件について感謝している。これまでみてきたように直政は広家の依頼を受けて行動した長政よりもさらに家康に近い位置にあって長政と家康とを仲介する役割を果たしていたのであり、広家は彼の行為を「井伊兵部・本多中書御取次に候<sup>(95)</sup>」と記している。そして、ここで輝元は直政に「御指南」「御指図」を依頼しているが、とくに「御指南」という行為はまさにかつての「取次」孝高が行っていたそれである。このように毛利氏は積極的に家康家臣を「取次」とする、いわば家康に直結する新ルートを模索していたのである。これは、「内府様弥無御氣遣御座候之様二」

という表現からするに、家康家臣による直接ルートの方が、長政を介するそれにくらべて、より家康の意に合う行動を知ることができ、あわよくば「隱蜜子細」といった家康家臣ならではの情報を入手できるという利点があったからだと考えられる。家康にとっても、このような毛利氏の要請は好都合であったと思われる。秀吉生前に父親が「取次」であったことに根拠を有する豊臣系大名の「取次」が背景へと退き、一方で家康家臣が大名との「取次」となることは、従来の体制が払拭されつつあることを意味しよう。残念ながら、直政が慶長六年に暇を賜り、翌年には死去してしまったためであろうか、これ以後の直政と毛利氏の関係を物語る史料は見いだせない(田中氏が述べるように毛利氏の依頼を直政がうけなかったのかもしれない<sup>(96)</sup>)。

これに続く②については、その始期は慶長六年とされているが、その論拠は不明で、かつ本多正信・本多正純が毛利氏の「取次」と称されている史料所見は今のところ得ていない。ただ、田中氏によって明らかにされた本多父子の役割からするなら「取次」であったとみてまちがいないであろう。中でも、次の事実からするなら慶長九年には「取次」となっていたことは確かであろう。毛利氏は築城を計画しており、同年その候補地をめぐって以下のような交渉があった<sup>(97)</sup>。



正月、毛利家臣の福原広俊・国司元蔵は築城候補地について相談するために絵図を携えて本多正純を尋ねた。正純は山口鴻の峰・防府桑山・萩指月のうち指月を指示し、加えて父正信にも相談することを薦めた。この時正純は「御城所何かと人のさゝへも候ハ、佐州我等如此居候条、心安存候へ」と言っており、この段階で既に正純の判断によって城地は指月に内定していた。その後、兩人が正純に人を副えてもらい正信を尋ねたところ、彼もまた指月を指示し、さらに「五六日ほど間御座候て、披露申候へハ、一段 御気色よく候、心安存候へ」と言った。正信は五、六日後、毛利氏が指月に築城する計画を正式に家康へ申請すれば、家康の認可が下りるであろうから、安心するようにと言っているのである。おそらく、この五、六日の間に正信・正純父子による家康への内々の上申が行われたのであろう。毛利氏は正信の指示通り計画を正式に申請し、認可を得た。正純は二月三日付書状へ福原広俊宛で「御国之絵図并御居城之儀、御書付を以被仰上候、則達上聞候処ニ、御尤之由御意ニ候」と認可が下りたことを伝え、正信も同様の書状をしたためている。本多父子の行為は家康への「取成」や毛利氏に対する「指南」とみて間違いないであろう。

また、慶長九年八月に発令された御前帳・国絵図徴収令をうけて御前帳物成高の算出に苦慮していた輝元は徴収期限のせまった翌年八月、伏見で折衝にあたっていた福原広俊に

国元案を送り判断を委ねるが、その際に国元案が「上州御指南」や広俊の判断と相違しているかという危惧から判紙二枚も送り、事実上白紙委任している。このことから、本多正純が毛利氏に「指南」する立場にあったこと、すなわち「取次」であったことは確かである。

では、本多正信・正純父子は家康との関係においてはどのような存在なのであろうか。高木昭作氏は、「出頭人」について「常時君側に出頭して主人と家臣との間の取次ぎに従事した。この主人の言葉を取り次ぐ機能の故に出頭人の言葉は主人の意志と見做され、出頭人は国政や藩政に絶大な権勢を振った」と説明しているが、その典型例として高木氏があげるのがまさにこの本多父子なのである。ここに、慶長九年の段階で豊臣系大名ではなく、家康の「出頭人」が「取次」となり、家康と毛利氏間の意思伝達を担う体制が成立していたことが確認されるのである。家康はあくまで豊臣政権の「大老」として公儀を運営していたにもかかわらず、このように「取次」役は毛利側からの積極的な要請があつて豊臣系大名から家康家臣に転換され、のちに家康の「出頭人」へと変遷していったのである。

ここで、山本・田中両氏の研究と本稿のこれまでの考察をふまえて「取次」役の変遷について概観してみたい。山本氏によれば、「取次」役は以下のように変遷していくとい



秀吉による大名の政治的統合の過程では徳川家康・毛利輝元（構想に終わる）らの盟友的  
 大大名が「取次」となり、統合後は寺沢正成・浅野長政・石田三成らの秀吉側近が彼らに  
 とってかわる。秀吉死後は、寺沢正成ら従来の「取次」が家康への「取次」として存在す  
 る一方で、山口直友のような家康側近も「取次」の機能を果たすようになる。そして、関ヶ  
 原合戦後は山口直友・井伊直政・本多正信ら家康側近が「取次」となる。

これらの「取次」役の性格を秀吉・家康との関係にもとづいて大胆に分類するならば、  
 家康・輝元は秀吉にとって「外様」、正成・長政・三成らは秀吉にとって「譜代」、一方  
 正成は家康にとって「外様」、直友・直政・正信らは家康にとって「譜代」、以上のよう  
 に分類される。関ヶ原合戦前後を家康による政治的統合の過程とみると、秀吉・家康への  
 「取次」役の変遷はともに概ね次のような図式となる。

a 型 「外様」→政治的統合↓「譜代」

本稿で明らかにした毛利氏の「取次」役は、秀吉へのそれは黒田孝高・蜂須賀正勝・蜂  
 須賀家政→政治的統合↓石田三成、家康へのそれは黒田長政→政治的統合↓井伊直政↓本  
 多正信・本多正純と変遷した。これらの性格を秀吉・家康との関係にもとづいて分類する  
 ならば、孝高・正勝・家政・三成らは秀吉にとって「譜代」、一方長政は家康にとって「外

様」、直政・正信・正純らは「譜代」、以上のように分類される。よって秀吉への「取次」  
 役の変遷は次のような図式となる。

毛利Ⅰ型 「譜代」→政治的統合↓「譜代」

一方、家康へのそれは次のような図式となる。

毛利Ⅱ型 「外様」→政治的統合↓「譜代」↓「譜代」

まず、毛利Ⅱ型における政治的統合前後での交替に注目するなら、山本氏の研究より導  
 かれたa型のような変遷が一般的傾向であったことは間違いないところ。ところが、毛利Ⅰ  
 型はこの点でa型と一致しない、その理由については信長の部将であった頃から秀吉自身  
 が毛利氏と接触していたことも考慮せねばならないが、むしろ同じく「譜代」ではあっても  
 孝高らと三成は秀吉との関係において性格が異なるという点に着目してみたい。同じく  
 「譜代」ではあっても前者は後者のような典型的「出頭人」ではなく、後者がその存在を  
 秀吉に依存し、人格的に秀吉と融合しているとみなされるのに対し、人格的に秀吉から独  
 立しているとみなされる。このような観点からするなら、あくまで相対的にはあるが、  
 後者の性格よりも前者の性格の方が「外様」のそれに近いとみなされる。よって、毛利Ⅱ  
 型はa型のような変遷が一般的傾向であったとみる見解を否定するものではないと考える。



次に、毛利Ⅰ型・毛利Ⅱ型は政治的統合を捨象してしまうならば、〈譜代〉から〈譜代〉への交替という点が一致している。そこで毛利Ⅱ型の〈譜代〉の性格をよくみると、やはり毛利Ⅰ型と同様に新たに「取次」となっている正信・正純は典型的「出頭人」である。両型の一致に加え、正信・正純以降の田中氏が明らかにした「取次」(③④⑤)がいずれも「出頭人」である事実をふまえるならば、「取次」役の変遷傾向として次のような図式を提示することも許されよう。

Ⅱ型 〈譜代〉↓「出頭人」Ⅰ〈譜代〉

「取次」役の変遷をまとめるならば、相対として最も人格的に権力者から独立していると思われる〈外様〉から、人格的に権力者から独立している〈譜代〉へ(Ⅰ型)、さらに〈譜代〉の中でもその存在を権力者に依存し、人格的に権力者と融合しているとみなされる「出頭人」へと変遷していく(Ⅱ型)。つまり「取次」役はより権力者に近い存在へと変遷し、結局は「出頭人」のもとに収斂されていくと考えられるのである。

#### 小括

最後に、本部で明らかになったことを確認し、それらをふまえて徳川政権の成立過程を議論するための論点を提示して小括としたい。

当該期の政局、中就毛利氏の動静を左右したとして従来より注目されてきた黒田長政と安国寺恵瓊は、ともに公儀と大名間の意思伝達者であるという共通の論理にもとづいて行動していたにもかかわらず、誰の意思をもって公儀の意思とみなすかという点において、両者の認識は大きく隔っていた。長政は「大老」家康による、恵瓊は三成ら「年寄」による公儀運営を望んでおり、それぞれ家康と毛利氏(一門・広家)、三成と毛利氏(宗家・輝元)を結びつけていた。そして前者の行動により家康は最も対応に苦慮した「大老」輝元と全面的な衝突を回避することができ、覇権を握ったのである。従来このような行動は、三成への不満などによる長政個人の恣意的なものとしてのみ理解されてきた。しかし、長政の行動は「取次」という論理にも根拠をもっており、当該期の武家社会における通念に支えられた慣行に従ったものにほかならないのである。その意味で、徳川政権の成立過程に占めた長政の行動の歴史的意義は再評価されねばならないし、「取次」そのものの存在意義も新たに評価されねばならない。

そして、この「取次」という存在に着目した場合、冒頭に掲げた史料Aは、従来注目を



集めてきた「如 大閣様御置目」の文言もさることながら、その宛所もまた当時の家康の当面はあくまで豊臣政権の「大老」として公儀を運営していくという政治的立場をはしくも物語っていることがわかる。史料Aの宛所はこのような史料の意義を有しているのである。家康はそのような政治的立場にあったのだが、家康と毛利氏間の「取次」は豊臣系大名すなわち家康にとって「外様」である長政から家康にとって「譜代」である井伊直政に転換され、のちに家康の「出頭人」である本多正信・正純父子へと変遷していった。

ここで、「取次」役の変遷が誰の意向によるのかといった問題を検討することで、徳川政権の成立過程を議論するための論点を提示したい。本稿で明らかにしたように、公儀運営の主導権を掌握し、自派に属する長政を復権したのは家康であるが、これに「取次」を依頼したのはむしろ毛利氏（吉川広家）の方であったし、また関ヶ原合戦後において「取次」を家康にとっての「外様」から「譜代」に転換しようとしたのも毛利氏の方であった。これらの事実に加え、田中氏が指摘する大名側の「取次」乗換などをふまえるならば、「家康は豊臣政権下での公的地位を利用して、従来の『取次』を活用」した、「家康は従来の『取次』機構をまったく自己の側近によって占拠してしまった」というよりも、むしろ大名側が「取次」を活用して家康に接近し、関ヶ原合戦後においては家康にとっての「外様」

であった「取次」を家康の「譜代」、そしてその中でもより家康に近い「出頭人」へと積極的に転換したといえはしないだろうか。どのように豊臣体制が徳川体制へと変遷しているのかといった点に関心を向けて徳川政権の成立過程を議論する場合、家康の將軍宣下や大名からの起請文徴収といった政権による上からの能動的な動きばかりではなく、「取次」役の変遷にみられるような大名による下からの権力者家康への積極的な接近があった点をも視野に入れる必要がある。ことに成立期徳川政権の政治構造が「出頭人」体制であったとみられる以上、「取次」役の変遷という視点は重要であろう。

注

(1) 第二部でも述べたように、阿部勝則氏は従来の「五大老」「五奉行」という呼称に疑義を提示し、各々「五人之御奉行衆」「五人之年寄」と呼び変えている（「豊臣五大老・五奉行についての一考察」『史苑』第四九巻第二号、一九八九年）。首肯すべき見解であるが、文脈上「五奉行」のメンバーを「奉行衆」とする史料もあり、混乱が予想されるので、本稿では便宜的に前者を「大老」、後者を「年寄」とする。



と表記する。

(2) 『大日本古文書 毛利家文書』一〇二八号。以下『毛』と略記し、同様に『同浅野家文書』を『浅』、『同吉川家文書』を『吉』と略記。

(3) 『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四年)Ⅲ「幕藩制と天皇」二一四頁。

(4) 「江戸幕府の成立」(『岩波講座 日本歴史9 近世1』へ岩波書店、一九七五年)一二三頁。

(5) 本稿では公儀という用語を、さしあたり「絶対的排他的な権力ではなく、頂点に秀吉あるいはその後継者たる秀頼を置きながら、大名領主の上に立ち、その共同利害を調整する役割を集团的に果たす政治的主体」という藤井讓治氏の理解に従い使用する。同「一七世紀の日本―武家の国家の形成」(『岩波講座 日本通史 第12近世2』へ岩波書店、一九九四年)、同「『公儀』国家の形成」(『九州史学』第一一三号、一九九五年)参照(なお引用箇所は後者四〇五頁)。

(6) 朝尾、高木両氏の諸研究に加え、山口啓二『幕藩制成立史の研究』(校倉書房、一九七四年)に代表される構造論、御前帳の存在から国制的土地支配を追究した秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(三鬼清一郎編『戦国大名

論集一八 豊臣政権の研究』へ吉川弘文館、一九八四年)所収)、同「慶長10年徳川について(1)」(『海南史学』三〇、一九九二年)、同「慶長10年徳川御前帳について(2)」(『海南史学』三一、一九九三年)、機構については桑田忠親『豊臣秀吉研究』(角川書店、一九七五年)第七章「五奉行制度」、法については三鬼清一郎「御掟・御掟追加をめぐって」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 上巻』へ吉川弘文館、一九八四年)所収)など枚挙にいとまない研究とその成果が蓄積されてきた。

(7) 同氏は関ヶ原合戦後も片桐且元が国奉行ではなく豊臣氏の家老として蔵入地算用を政務としていたこと、そして蔵入地が接収された慶長九年以降はじめて国奉行をも兼務することを明らかにし、慶長九年を豊臣体制崩壊過程の一つの画期としている。同「慶長九年の豊臣氏蔵入地算用状の歴史的評価をめぐって―片桐且元研究ノートより―」(『東洋大学大学院紀要』第一六集、一九七九年)、同「『豊臣体制』の解体をめぐって―片桐且元を中心に―」(『地方史研究』第三三巻一号、一九八三年)参照。

(8) 同氏による豊臣・徳川政権の「取次」に関する論考は『幕藩制の成立と近世の



国制』（校倉書房、一九九〇年）第一部第一章「豊臣政権の『取次』の特質」、同第二章「豊臣政権の『指南』について」、同第三章「徳川幕府初期の政治機構」であるが（以下それぞれ山本A・B・Cと略記）、引用箇所は山本A五三頁。

（9）「藩からみた近世初期の幕藩関係」（『日本史研究』第三五六号、一九九二年）。以下田中Aと略記。

（10）文禄四（一五九五）年の「御掟」「御掟追加」制定の際、徳川家康・毛利輝元・小早川隆景が秀頼に忠誠を誓った連署起請文前書案（『毛』九五八号）にも「坂東法度置目公事篇、順路憲法之上をもつて、家康可申付候、坂西之儀者、輝元并隆景可申付候事」とあり、これが実現したという確証はないものの豊臣政権における東の要は家康、西のその一人は輝元であったことは確かである。なお「御掟」「御掟追加」については、注（6）三鬼論文参照。

（11）『日本近世国家史の研究』（岩波書店、一九九〇年）第VI章「『出頭』および『出頭人』」。

（12）山本A五五頁、山本B六九頁。

（13）田中A。

（14）「取次」を直接対象とした研究ではないが、豊臣政権の惣無事令を研究した藤木久志氏も、その展開過程で富田知信が与えられた任務は「関奥諸大名」の豊臣政権に対する「言上」を「取次」ことであつたとし、「取次」という語を大名の意思を秀吉に取り次ぐ意と理解している。同『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）第一章「大名の平和Ⅱ惣無事令」参照。

（15）『吉』九一八号。

（16）山本A五四頁。

（17）年月日未詳吉川広家自筆覚書案（『吉』九一六号、後掲史料I）。

（18）（天正一五（一五八七）年）六月二五日付秀吉朱印状（『毛』九五五号）。

（19）『兵庫県史 史料編 中世2』（兵庫県、一九八五年）「芥田文書」三号。

（20）勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（東京大学出版会、一九七九年）第二部第五章「戦国法」参照。

（21）注（6）桑田論文参照。

（22）関ヶ原合戦前後の政治史研究は枚挙にいとまないが、本稿では主に参謀本部編『日本戦史 関原役 本編』（元真社、一八九三年）、中村孝也『徳川家康文書の



研究 中巻』（日本学術振興会、一九五八年）、最新の研究である笠谷和比古『関ヶ原合戦 家康の戦略と幕藩体制』（講談社、一九九四年）を参考にした。以下それぞれ『戦』、『徳』、『関』と略記。

(23) 『関』九一頁。

(24) この経過については、藤田達生「豊臣期国分に関する一考察―四国国分を中心に―」（『日本史研究』第三四二号、一九九一年）参照。

(25) 慶長三年正月二五日付秀吉朱印状写（恵瓊宛）（山口県文書館『萩藩閥閥録』へマツノ書店、一九九五年）第一巻、二三頁、二号）。以下『関』と略記。

(26) 『毛』九六二号。

(27) 注（6）桑田論文、三七六―三七七頁。

(28) 注（1）阿部論文。

(29) 文禄二年の朝鮮在陣中、三成・長盛・大谷吉継が軍評定のために黒田孝高の宿所を訪れたところ、孝高と浅野長政は囲碁を打ち、対面しなかった。のち、三成らはこのことを恨み、兩人のことを秀吉に訴えたというエピソードがある（川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『黒田家譜第一巻』（文献出版、一九八三年）二四九頁、

以下『黒』と略記）。

(30) 朴鐘鳴訳注『看羊録 朝鮮儒者の日本抑留記』（平凡社、一九八四年）一六八―一六九頁。以下『看羊録』と略記。

(31) 秀吉は太田一吉・毛利重政・竹中重隆・垣見家純・毛利高政・早川長政・熊谷直陳の七人を目付として派遣した（慶長二年二月二一日付秀吉朱印状写へ毛利秀元宛）（『毛』九三一号）。浅野幸長蔚山籠城以下万事覚書（『浅』二五五号）所収の（慶長二年）七月二三日付福原長堯・太田一吉・毛利高政・竹中重隆・早川長政・垣見家純・熊谷直陳連署状写（藤堂高虎宛）には、「於唐島番船之切取事、貴所一番二候、無其隠候、於 御前も具可申上候、為其如此候」とあるので、長堯ものちに目付に加えられたとみられる。なお、『浅』・『毛』は竹中源介を重利、福原右馬助を直高としているが、『看羊録』に従い重隆、長堯としておく。

(32) 慶長二（一五九七）年末、半島東南端の拠点蔚山で城を普請していた加藤・浅野・毛利の部隊が明・朝鮮軍により包囲された。後巻の到着により包囲が解除されたのは翌年正月のことであったが、長堯はその包囲解除後に諸将が追撃しなかった点を訴えたのであろう。注（31）『浅』二五五号、浅野幸長高麗陣雑事覚書（『浅』



二五六号) 参照。

(33) 「御掟」については、注(6) 三鬼論文参照。

(34) 『戦』一三〇一四頁、『徳』三九七〇四二頁、『関』四五〇四八頁。

(35) 『戦』は七将を加藤清正・黒田長政・浅野幸長・福島正則・池田輝政・細川忠興・加藤嘉明とする説をとっているが、『徳』は池田輝政・加藤嘉明ではなく蜂須賀家政・藤堂高虎を含む七将宛の家康書状写(『譜牒余録』卷二二)を掲げてこの説に疑義を提示しているので、本稿では後者の説に従う。

(36) 『戦』、『徳』は三成が家康の屋敷に身を投じ、死中に活を求めたとするが、注(37)の『看羊録』との整合性から『関』の説に従う。

(37) 『看羊録』一七〇頁。

(38) 『看羊録』では、「公」を对称代名詞として使用している例があるが(二七、一六二頁)、ここでは公儀およびその頂点にたつ秀頼をさすとみられる。

(39) この理解についてはとくに『関』四五〇四八頁参照。「十三日午刻、家康伏見之本丸へ被入由候、天下殿二被成候」(『増補続史料大成 多聞院日記 五』へ臨川書店、一九七八年)慶長四年閏三月一四日条)という当時の評は家康の主導権掌

握をよく物語っている。

(40) 『毛』九三三号。

(41) (慶長四年) 閏三月二一日付毛利輝元起請文案へ徳川家康宛(『毛』一〇一六号)、同日付徳川家康起請文へ毛利輝元宛(『毛』一〇一七号)。

(42) 勿論、この時秀頼は関白・摂政ではないが、慶長八年段階でもなお関白に就任する可能性があった(『関』一七七〇一七八頁参照)。

(43) 『戦』一六頁、『徳』四五〇四五二頁。

(44) 『戦』三四〇六二頁、『徳』四七八〇四八二頁、四九四〇五一四頁。

(45) 『戦』七三〇七六頁、『徳』五一四頁、広家自筆覚書案(『吉』九一七号)。

なお、『吉』は広家自筆覚書案を慶長六年に比定している。「去年之御和平」という記述から一応支持できるが、家康を「大御所」としているもので、慶長一〇年以降に作成、または加筆されたとも推測される。

(46) 『徳』五一四〇五一六頁所収。

(47) 『戦』七八〇八三頁。なお、両連署状は『徳』五一六〇五一七頁所収。

(48) 慶長四年九月、在国中の前田利長を首謀者として浅野長政・土方雄久・大野治



長らは家康暗殺を計画したが、これが露見したことで家康は浅野長政を国元に蟄居させた（実際は武蔵府中に赴いたようである）。『戦』一七〇一八頁。

(49) 注(48)の件で、家康は利長に母芳春院を人質として要求し、慶長五年正月江戸に送らせた。『戦』一七〇一八頁、二〇頁。

(50) 『戦』八六頁。

(51) 『戦』八七頁、九二頁、一三〇一三四頁。

(52) 『戦』一七三頁。

(53) 『戦』二〇三二〇四頁、二一六二一七頁。

(54) 『関』九一頁。

(55) 以下の記述については、広家自筆覚書案（『吉』九一七号）、（慶長五年）七月一四日付広家書状（榊原康政宛）（『吉』九一二号）参照。

(56) 『吉』九一一号。

(57) 『吉』九一二号。

(58) 両書の正文が『吉』に所収されているのは、このような事情によるのであろう。  
(59) 『吉』一四七号。

(60) 『吉』一四六号。

(61) 史料G中の「如兄弟申合候間」という文言は、慶長四年の「七将襲撃事件」後に家康が発給した閏三月二一日付起請文（輝元宛）（『毛』一〇一七号）の「如兄弟可申承候」という文言をうけたものとみられる。

(62) 『毛』一〇二〇号。

(63) 広家自筆覚書案（『吉』九一七号）には「大御所様於関ヶ原一戦被仰付候、其刻、広家・福式をくれ候て、治少合戦失勝利之由御沙汰候、たとへハ当日可為勝利見懸仕候共、前日二血判起請文を以申替候辻、違返非可仕之儀候」とある。

(64) 『毛』一〇二一号。

(65) 注(29)のエピソードに続き、三成・長盛・吉継の讒によって秀吉は孝高を疎んじるようになり、さらに三成の讒のために折節殿中に出仕する孝高に対面を久しく許さなかったという記述がある（『黒』二五一頁）。家政については未詳であるが、長共報告により黒田長政とともに譴責されているので、以前より確執があったことは確かであろう。

(66) 広家領の問題については、田中誠二「毛利秀元論―萩藩初期政治史研究序説―」



(『山口県地方史研究』第六二号、一九八九年) 参照。以下田中Bと略記。

- (67) 慶長四年正月二三日付長盛・三成連署状(輝元・秀元宛) (『広島県史 古代中世資料編V』(広島県、一九八〇年)「長府毛利文書」一七三―一七四頁所収、以下「長府毛利」と略記)。

- (68) 慶長四年正月二三日付輝元判物(秀元宛) (「長府毛利」一七四頁所収)。

- (69) (慶長三年)八月一四日付内藤隆春書状写(同元家宛) (『閩』第三卷、一六六頁、六九号)。

- (70) 慶長四年六月一五日付輝元判物(秀元宛) (「長府毛利」一七五頁所収)。なお田中氏は、この結果を家康の斡旋によるとしているが、論拠は提示されていない(田中B)。

- (71) 広家自筆覚書案(『吉』九一七号)。

- (72) 『毛』一〇三二号。

- (73) 『吉』九一六号。『吉』は、これを慶長五年九月のものとするが、家康を「大御所」としているので慶長一〇年以降のものと推測される。なお、長政は慶長八年二月に甲斐守を改め、筑前守に任じられている(『黒』一六頁)。

- (74) 『黒』三五七頁。

- (75) 『戦』四三―五〇頁所収。

- (76) 山本B六五頁。

- (77) (慶長五年)九月一七日付福島正則・黒田長政連署状(輝元宛) (『毛』一〇二二号)。

- (78) 『毛』一〇二三号。

- (79) 輝元は慶長五年九月二二日付起請文(正則・長政宛) (『吉』一五二号)で西の丸明け渡しを伝えている。この起請文の正文が『吉』に所収されている点には疑問を覚えるが、恐らくは広家に託されて正則・長政に届けられ、のち広家に返却されたのではないかと推測される。なお、これと同趣旨の(慶長五年)九月二二日付輝元起請文前書案(井伊直政・本多忠勝宛) (『毛』一〇二四号)、同日付輝元起請文前書案(池田輝政・直政・忠勝宛) (『毛』一〇二五号)があり、これらの正文が実際に送られた可能性もある。

- (80) (慶長五年)九月二五日付池田輝政・福島正則・黒田長政・浅野幸長・藤堂高虎連署起請文写(輝元宛) (『毛』一〇二六号)。



- (81) 『戦』二二八頁。
- (82) 慶長五年九月二十九日付黒田長政起請文へ広家宛へ(『吉』一五〇号)。
- (83) (慶長五年)九月晦日付福島正則・黒田長政連署状へ吉川広家・福原広俊・渡辺長・穴戸元統宛へ(『毛』一〇二七号)。
- (84) 『徳』七七三〓七七四頁所収。史料中の「キ所様」は当然受取人広家に対する敬称であるが、それに続く「御方様」はどうであろうか。異なる敬称である点を重視すれば別の人物を想定する必要があるが、「御方様」も受取人に対する敬称として使用されている当時の例に従えば(年未詳一二月一五日付輝元自筆書状へ広家宛へ『毛』一一九七号)など、通説のように広家に対するものと判断される。
- (85) 慶長五年一〇月三日付広家起請文案へ正則・長政宛へ(『徳』七七四〓七七五頁所収)。
- (86) 慶長五年一〇月一〇日付家康起請文へ輝元・秀就宛へ(『徳』七七七〓七七八頁所収)。
- (87) 注(4)一二二〓一二三頁。
- (88) ただし、注(79)で述べたように輝元起請文へ池田輝政・井伊直政・本多忠勝

宛へが発給された可能性があり、輝政については検討を要するかもしれない。しかし、長政・正則らと比肩する存在ではなからう。

- (89) 輝元起請文前書案へ孝高・長政宛へ(『毛』一〇三二号)。秀元起請文前書案へ孝高・長政宛へ(『毛』一〇三三号)。慶長五年十一月一六日付吉川広家・佐世元嘉・堅田元慶・渡辺長・福原広俊・毛利元政・穴戸元統連署起請文案へ孝高・長政宛へ(『毛』一〇三〇号)。なお、輝元と秀元の起請文も広家らの連署起請文と同日付で発給されたと考えられる。
- (90) 広家らの連署起請文で毛利領国と黒田領国は「隣国」と表現されている。
- (91) (慶長五年)十一月一八日付黒田長政書状へ吉川広家宛へ(『吉』一五一号)。
- (92) 田中A。
- (93) 『毛』一〇二九号。
- (94) 慶長五年一〇月一〇日付徳川家康起請文へ輝元・秀就宛へ(『徳』七七七〓七七七八頁所収)。
- (95) 吉川広家自筆書状案(『吉』九一三号)。
- (96) 『寛政重修諸家譜 第十二』(続群書類従完成会、一九六五年)「寛政重修諸



家譜卷第七六〇」。

(97) 田中B四五頁。

(98) (慶長九年) 正月二八日付福原広俊・国司元藏連署覚書(『毛』一一七一号)。

(99) さらに、広俊・元藏の兩人は旗本村越直吉に、また毛利家臣堅田元慶も旗本城昌茂に相談し、両旗本も指月が好ましいと判断している。なお山本博文氏によれば、旗本の動きが活発化するの、元和・寛永前期のことである。同『寛永時代』(吉川弘文館、一九八九年)一〇頁、山本C参照。

(100) (慶長九年) 二月三日付本多正純書状(福原広俊宛)(『毛』一一七二号)、(慶長九年) 二月六日付本多正信書状(福原広俊宛)(『毛』一一七三号)。両書状は、委細を福原が口上で伝達するという旨からすると、輝元に対するものと判断される。

(101) (慶長一〇年) 八月二〇日付毛利輝元黒印状(福原広俊宛)(渡辺翁記念文化協会『福原家文書 上巻』(宇部市立図書館、一九八三年)五一―五二頁所収)。  
注(6) 秋澤「慶長10年徳川について(1)」、同「慶長10年徳川御前帳について(2)」参照。

(102) 『日本近世国家史の研究』第I章「『秀吉の平和』と武士の変質―中世的自律性の解体過程―」(岩波書店、一九九〇年)二三頁。

(103) 山本A。

(104) 山本氏は、このことを毛利氏のもとには「取次」が存在しなかった理由としている(山本A二七頁)。



## 総括

本稿では、近世初期日本における武家社会の慣行、さらにはその慣行を支える武家社会の通念といったものを意識しつつ、当該期諸政権において重要な役割を果たしていた特定の人物に着目するという方法を取り、具体的な問題関心を以下の点に向けた。豊臣政権下において中央集権化しつつあった大名長宗我部氏の政治構造がどのようなものであったのか、豊臣政権による大名毛利氏の政治的統合とその後の支配はどのように展開したのか、徳川政権成立期における家康と大名との関係はどのように変遷していったのか。

それぞれの問題を検討することを通じて明らかにした政治史の諸相については、第一、第二、第三の各部で述べたとおりである。それらを振り返ると近世初期日本における政治史の諸相を究明していくという所期の目的は、ひとまず果たせたのではないかと考える。また、権力者の意思がどのような回路を経て下位者に伝達されるのか、他方下位者の意思がどのような回路を経て権力者に伝達されるのかというメカニズムと、その背景にある「出頭人」や「取次」といった当該期武家社会の慣行、その慣行を支えていた武家社会の通念



にも不十分ながら言及できたと思われる。

ただ、これらの慣行自体は本稿で発見されたわけではない、検討した事例も決して多くはない、一方で各部に残された今後の課題も多い、といった批判も予想され、「近世初期日本政治史の研究」というタイトルに見合うだけの成果を本当に上げているかどうか、はなはだ心もとない。しかし、背景にある慣行を視野に入れ特定の人物に着目することで政治史を真に理解しようという本稿の試みは成功したと自負している。よって、本稿でとられた研究手法が当該期政治史研究において有効であることを示しえたのではないかと考える。ならば、本稿に求められる今後の課題は、その手法を用いてより多くの事例研究を蓄積して全面的に当該期の政治史を追究すること、そのために商慣行や村落慣行といった社会史にも目配りしつつ当該期の慣行やそれを支える社会通念といったものを新たに発見すること、そして究極的にはこれらの成果を総合して当該期日本すなわち近世初期日本の時代像を構築することであろう。以上を今後の課題とすることを約して、本稿に対する御海容を請いたい。



